

伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画

未来を担う子供のために



残そう豊かな環境

令和4年4月

伊豆の国市

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1. 計画の位置づけ.....	2
2. 計画対象区域.....	4
3. 計画目標年次.....	4
第2章 伊豆の国市の概況.....	5
第1節 地域の特性.....	5
1. 人口及び世帯数.....	5
2. 産業.....	6

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題.....	8
第1節 ごみ処理の区分と体制.....	8
1. ごみの分別区分.....	8
2. ごみの収集体制.....	9
3. ごみ処理の流れ.....	9
4. 処理施設等の概要.....	11
(1) 焼却施設の概要.....	11
(2) 資源化施設の概要.....	12
(3) 最終処分場の概要.....	13
第2節 ごみ処理の現状.....	14
1. ごみ処理の実績.....	14
(1) ごみの搬入状況.....	14
(2) ごみの資源化の状況.....	15
(3) 有価物の売却.....	18
(4) ごみの堆肥化.....	19
(5) 最終処分の状況.....	19
(6) 可燃ごみの性状.....	20
(7) ごみ処理に係る経費.....	22
2. ごみ処理の指標.....	23
(1) ごみ処理に係る評価値の比較.....	23
(2) 数値目標の達成状況.....	25

第3節	ごみ処理の課題	26
1.	ごみの減量・資源化	26
(1)	ごみの排出抑制	26
(2)	ごみの資源化	26
2.	ごみの適正処理	27
(1)	ごみの分別収集	27
(2)	中間処理	27
(3)	最終処分	27
(4)	災害廃棄物処理	27
第2章	ごみ処理基本計画	28
第1節	ごみ処理基本計画の基本理念と方針	28
1.	基本理念	28
2.	基本方針	28
(1)	市民に期待される役割	28
(2)	事業者に期待される役割	29
(3)	行政に期待される役割	29
第2節	ごみの排出量の見込み	30
1.	人口の将来予測	30
2.	ごみの排出量の将来予測	30
(1)	ごみ排出量の見込み	31
(2)	資源化量の見込み	32
第3節	数値目標	33
1.	数値目標の設定	33
(1)	ごみ排出量の推計手順	33
(2)	目標設定の基準	33
(3)	数値目標	34
2.	1人1日当たりのごみ排出量の推計	35
3.	リサイクル率の推計	36
第4節	ごみの種類・分別区分及び処理の流れ	36
第5節	ごみ処理基本計画の施策内容	38
1.	収集運搬計画	38
(1)	収集運搬体制	38
(2)	直接搬入ごみの対応	38
(3)	戸別収集による対応	38
2.	ごみの減量計画	38
(1)	ごみ処理の有料化	38
(2)	環境教育、普及啓発の充実	38
(3)	ごみの分別指導の徹底	39
(4)	リユースの促進	39
(5)	食品ロス・食品廃棄物の排出抑制	39

(6) 環境物品等の使用促進.....	39
3. 中間処理・資源化計画.....	39
(1) 中間処理の施設と方法.....	39
(2) 有価物の売却.....	41
(3) 災害廃棄物の処理.....	41
4. 最終処分計画.....	42
(1) 埋立対象廃棄物.....	42
(2) 最終処分の体制.....	42
(3) 最終処分場の維持管理.....	42
(4) 最終処分場の延命化と新最終処分場の整備.....	42
第6節 ごみ処理施設の整備について.....	43
1. ごみ処理の広域化.....	43
2. 中間処理施設の集約化.....	43
3. 最終処分場の整備.....	44
4. 施設整備に関するスケジュール.....	44

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況と課題.....	45
第1節 生活排水処理の現況.....	45
1. 生活排水の処理体系.....	45
2. 処理形態別人口.....	46
3. 浄化槽汚泥及びし尿の収集状況.....	47
(1) 浄化槽汚泥及びし尿の収集量.....	47
(2) し尿処理施設の概要.....	47
第2節 生活排水処理の課題.....	48
(1) 生活排水処理率の向上.....	48
(2) 合併浄化槽の適正管理の推進.....	48
第2章 生活排水処理基本計画.....	48
第1節 生活排水処理の基本理念.....	48
1. 基本理念.....	48
2. 基本方針.....	48
(1) 生活排水による環境負荷の低減.....	48
(2) 生活排水処理率の向上.....	48
(3) 適正な処理体制の整備.....	48
第2節 生活排水処理の目標と推計.....	49
1. 生活排水処理率（数値目標）.....	49
2. 浄化槽汚泥及びし尿の発生量見込み.....	50
第3節 生活排水処理の施策内容.....	51
1. 排出抑制計画.....	51
(1) 生活排水処理に関する情報提供.....	51

(2) 適正な浄化槽維持管理の推進	51
2. 収集運搬計画	51
(1) 効率的な収集運搬体制の維持	51
3. 中間処理・最終処分計画	51
(1) 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及	51
(2) し尿処理施設による適正処理	51
(3) し尿処理汚泥の最終処分	51
4. その他	51
(1) 災害時における生活排水の処理	51
(2) 諸計画との整合	51

第4部 資料編

1. ごみ排出量の推計（現状推移時）	資1
2. ごみ排出量の推計（目標達成時）	資2

第 1 部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

社会生活において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来のライフスタイルを見直すことにより、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制すること、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再生使用等の循環的利用を推進することが求められています。

平成27（西暦2015）年9月には、国連サミットにて持続可能な社会の実現を目指すため、世界共通の17の目標から構成される「SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標」が採択され、目標12の「つくる責任、つかう責任」では、廃棄物の削減や、限られた資源の有効活用、再生利用の推進について触れられており、持続可能な生産消費形態の確保を目指すことが目標とされ、廃棄物分野における取組の推進が求められています。特に、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等については、日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。（図1-1参照）

陸上から海洋へ流出しているプラスチックごみを要因とする海洋汚染の問題や、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応等を契機として、近年、国際的にもプラスチック資源循環への注目が集まっており、国内においては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という）の施行が、令和4（西暦2022）年4月に予定されている等、資源循環促進の重要性は一層高まっております。プラスチック資源循環の促進に向けて、単に“捨てる量を減らそう”ではなく、“捨てることを前提としない経済活動をしよう”と、3R+Renewable（リニューアブル）の取組の推進が求められています。

食品廃棄物に関しては、食べ残しや消費期限切れ等による本来食べられるものが捨てられてしまう食品ロスの大量発生が問題となっており、令和元（西暦2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品廃棄物削減の推進が図られています。

また、令和2（西暦2020）年10月には、“令和32（西暦2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする”カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、脱炭素社会の実現に向けた取組も求められています。

伊豆の国市（以下「本市」という）では、平成19年度を初年度に15年間を計画期間とした「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、随時見直しを図りながら、廃棄物の減量を進めるとともに、24品目に細分化した分別回収など再生利用にも努めてきました。しかしながら、近年のごみの排出状況は、人口の減少に伴いごみ量は減少しているものの、1人1日あたりのごみ排出量で見ると減量は進んでおらず、ごみの資源化についても伸び悩んでいる状況にあります。また、ごみ処理に関しては、伊豆市と本市との広域でごみ処理を行う新たな焼却施設の整備を進めており、本市の廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状も踏まえながら、国や県の動向はもとより、国際的な取り組みであるSDGsにも注視して、本市におけるごみ処理の現状や課題、これまでの施策の進捗状況や目標の達成状況等を再確認し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理及び循環的利用を進めるための新たな計画の策定を行いました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

図 1-1 「SDGs（持続可能な開発目標）」17のゴール

第2節 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定されるものであり、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされ、図1-2に示すように、廃棄物処理法の上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などとの整合性を図りながら、本市における一般廃棄物の処理に関する基本方針を示すものです。

また、本計画は、「第2次伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び「伊豆の国市環境基本計画」に掲げる基本構想、基本方針について、廃棄物行政の面から推進していく役割を担っています。

平成29年3月に策定した総合計画では、まちづくりの基本方針の1つとして「豊かな自然に抱かれる伊豆の国市」を掲げ、その中の主要施策として「廃棄物の減量・再資源化・適正処理」を位置づけ、省エネルギーや廃棄物の減量・再資源化が進んだ、快適かつ持続可能な社会の実現を目指しています。

また、この総合計画を環境面から推進する「伊豆の国市環境基本計画」では、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量と資源化のさらなる推進、最終処分量の削減のための取り組みの展開を課題として挙げており、本計画において、これらの課題に取り組むべく、より具体的な施策、目標等を設定し、本市の一般廃棄物処理の基本方針を定めるものです。

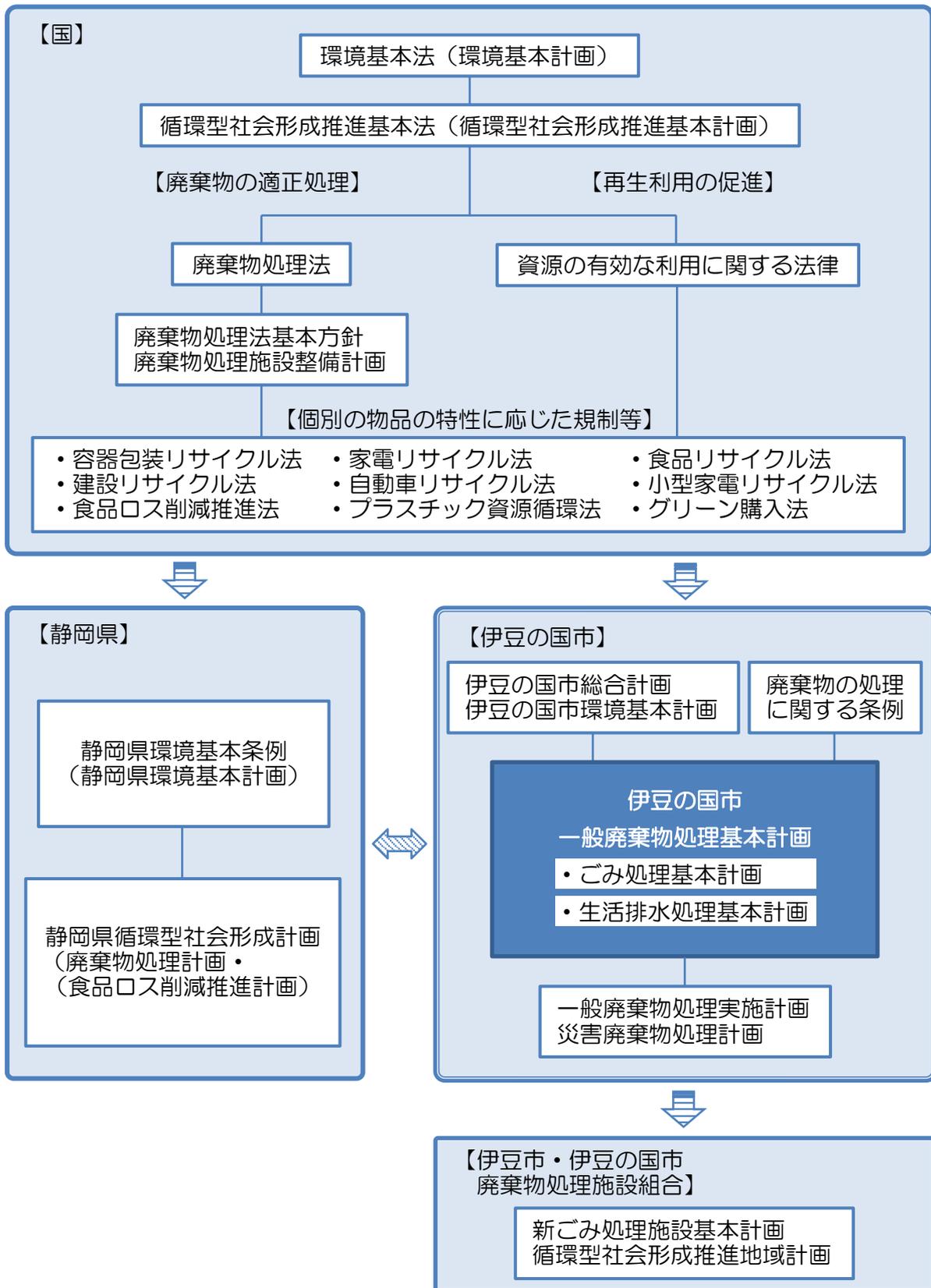


図 1-2 計画の位置づけ

2. 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

なお、本計画は、必要に応じて旧町の区域を地区として整理を行います。具体的な表記方法は、「長岡地区」は合併以前の伊豆長岡町にあたる地区、「韮山地区」は合併以前の韮山町にあたる地区、「大仁地区」は合併以前の大仁町にあたる地区とします。

3. 計画目標年次

本計画は、令和4年度（西暦2022年度）を初年度とする15年間の計画期間とし、令和18年度（西暦2037年度）を計画目標年次とします。

また、概ね5年ごとに計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には、必要に応じて随時見直しを行うこととします。



図 1-3 計画の期間

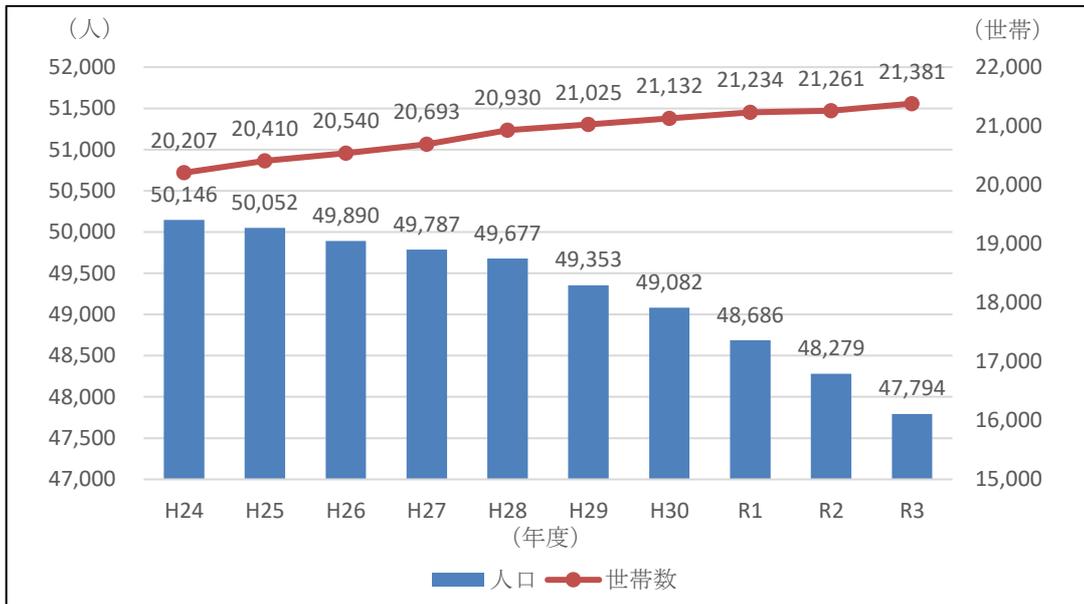
第2章 伊豆の国市の概況

第1節 地域の特徴

1. 人口及び世帯数

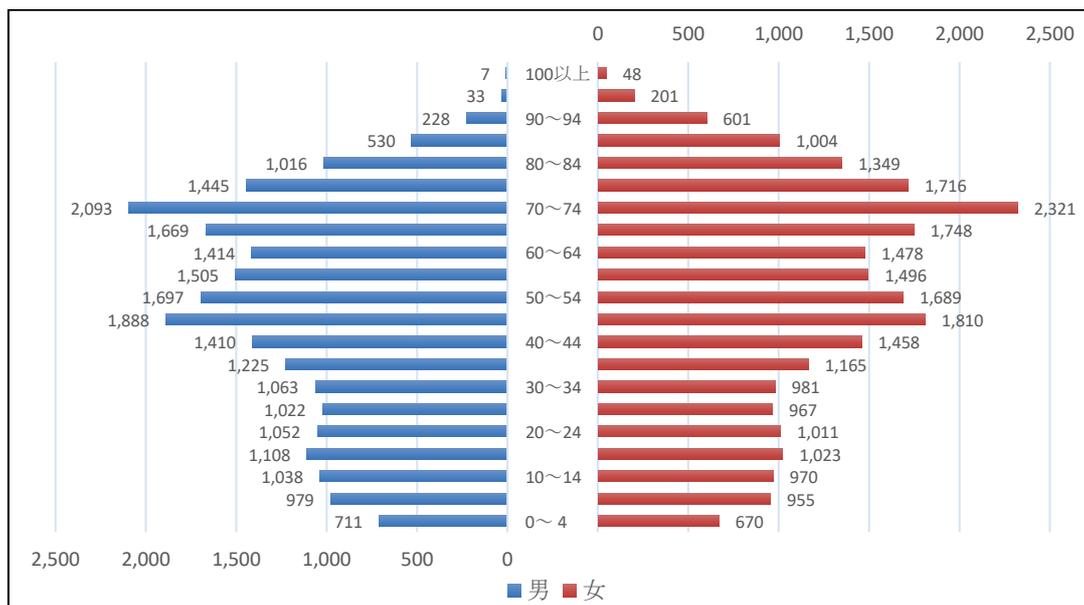
本市の人口は令和3年4月1日現在で47,794人、世帯数は21,381世帯となっています。人口は平成24年4月1日以降の10年間で2,352人減少している一方で、世帯数は1,174世帯増加しています。（図2-1参照）

また、年齢別の人口構成では、70歳から74歳（第1次ベビーブーム期の頃）の年代と、45歳から49歳（第2次ベビーブーム期の頃）の年代に人口のピークがあり、以降、出生数は年々減少し、少子高齢化の傾向があります。（図2-2参照）



出典：「住民基本台帳人口」（各年度4月1日現在、外国人人口を含む）

図2-1 人口及び世帯数の推移



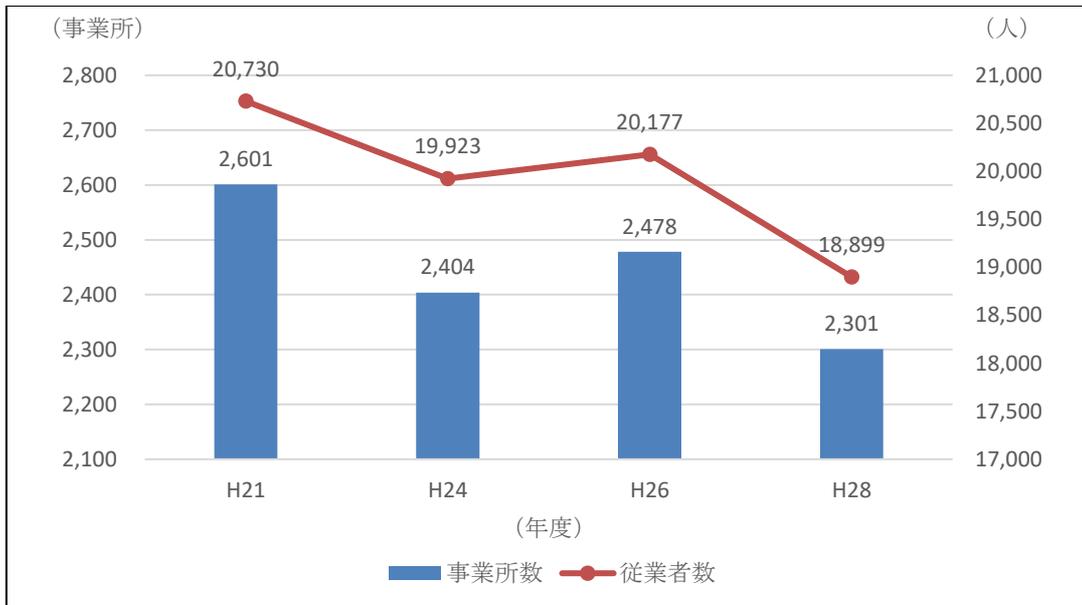
出典：「住民基本台帳人口」（外国人人口を含む）

図2-2 男女別・年齢別人口構成（令和3年4月1日現在）

2. 産業

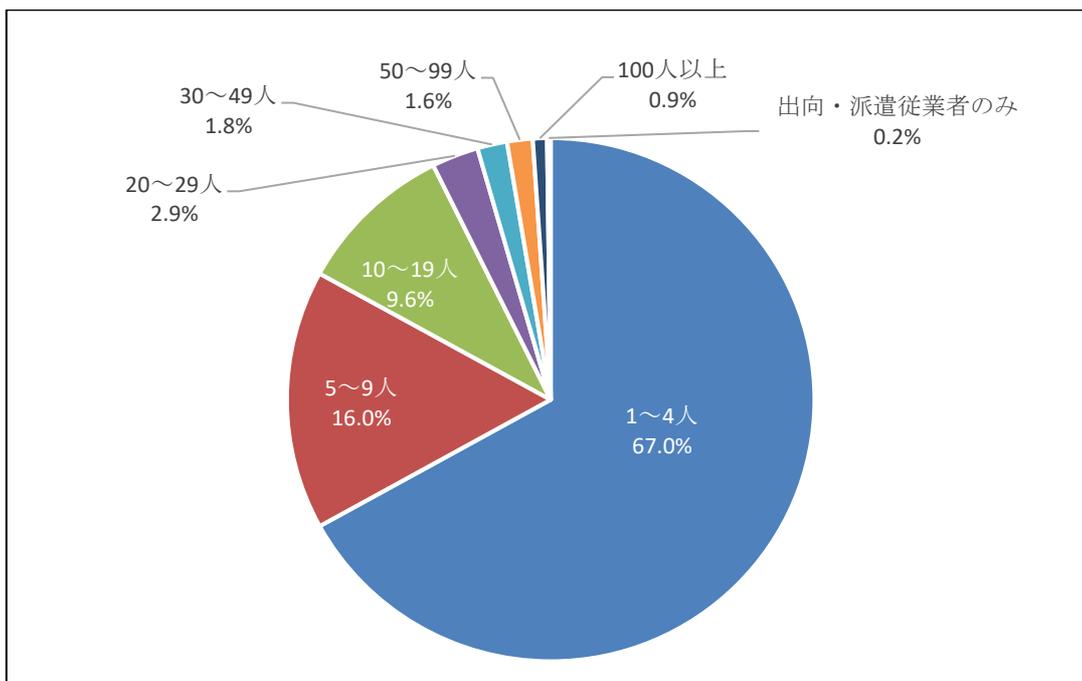
本市における平成28年度の事業所数は2,301事業所、従業者数は18,899人で、事業所、従業者数ともに減少傾向にあります。（図3-1参照）

また、事業所の規模では、1～4名の小規模事業所が全事業所数の67.0%を占めています。（図3-2参照）



出典：「経済センサス基礎調査（平成21・26年）、経済センサス活動調査（平成24・28年）」

図 3-1 事業所数及び従業者数の推移

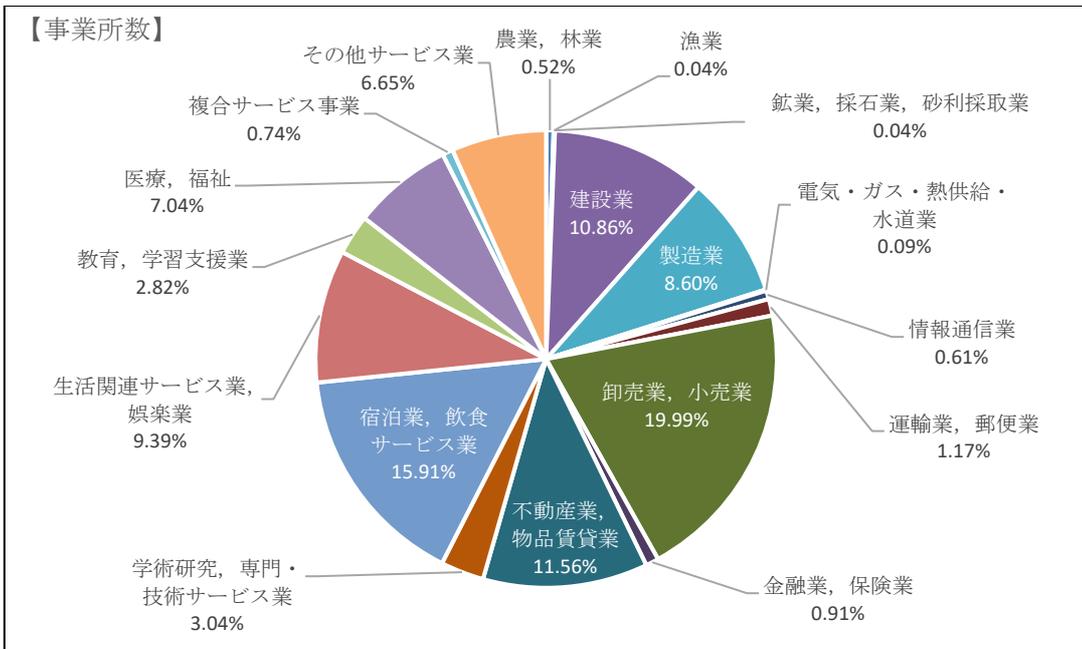


出典：「経済センサス活動調査」

図 3-2 従業者規模別事業所数の割合（平成 28 年度）

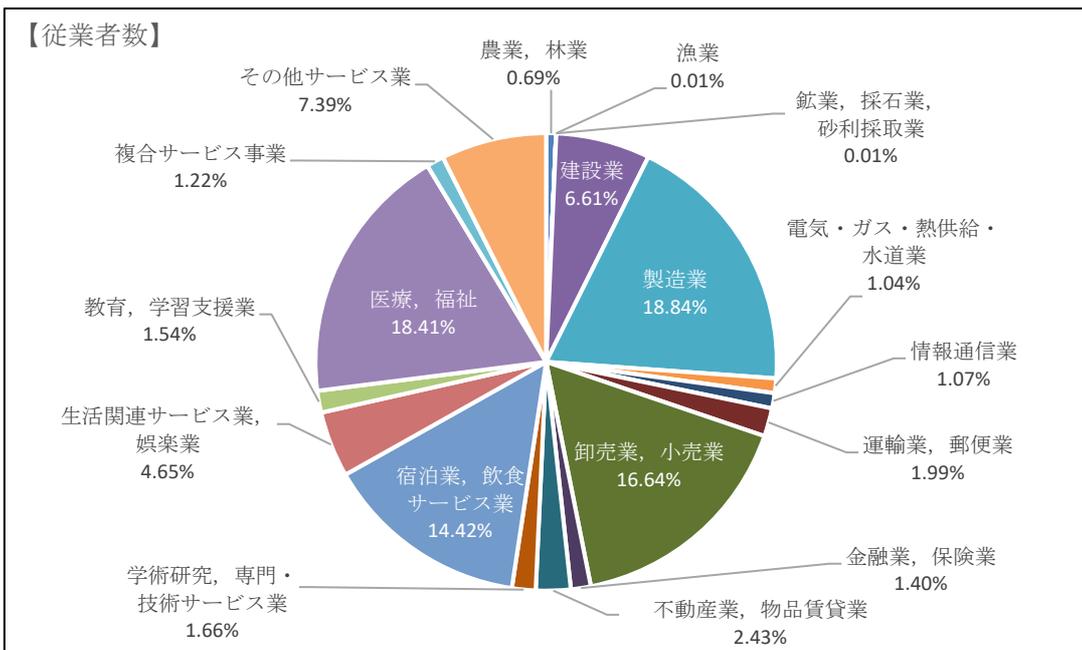
本市における産業構造について、事業所数は、卸売業・小売業の割合が19.99%と最も高く、次いで宿泊業、飲食・サービス業が15.91%、不動産業、物品賃貸業が11.56%の順となっています。（図3-3参照）

また、従業者数については、製造業の割合が18.84%と最も高く、医療・福祉が18.41%、卸売業・小売業が16.64%の順となっています。（図3-4参照）



出典：「経済センサス活動調査」

図 3-3 産業構造（事業所数・平成28年度）



出典：「経済センサス活動調査」

図 3-4 産業構造（従業者数・平成28年度）

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1. ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分は、表1-1に示すように ① 燃やせるごみ から ⑳ 粗大ごみまでの24区分としています。

収集区分	分別区分	収集回数
燃やせるごみの日	①燃やせるごみ	週2回
プラスチック容器の日	②プラスチック製容器包装	週1回
かみの日	③新聞	月2回
	④雑誌	
	⑤ダンボール	
	⑥紙パック	
	⑦その他の紙	
	⑧古着類	
	⑨発泡スチロールトレイ	
カンの日	⑩アルミ缶・スチール缶	月1回
	⑪その他の金属類	
	⑫乾電池	
	⑬その他のプラスチック類	
	⑭ペットボトル（ビンの日も収集）	
ビンの日	⑮一升びん	月1回
	⑯ビールびん	
	⑰とうめいびん	
	⑱茶色びん	
	⑲緑・青色びん	
	⑳黒色びん	
	㉑その他の色びん	
	㉒蛍光灯	
	㉓リサイクルできないもの （陶磁器、ガラス類等）	
	㉔ペットボトル（カンの日も収集）	
	㉕粗大ごみ	直接搬入のみ

表 1-1 ごみの分別区分

2. ごみの収集体制

家庭から排出されるごみの収集は、ごみ集積所の委託収集、又は施設への直接搬入とし、事業所から排出される一般廃棄物については、施設への直接搬入、又は収集運搬許可業者への個別委託等により、表1-2に示す区分に従い収集されています。

	収集区分	ごみの分別品目	収集体制	ごみ集積所への排出方法
家庭系ごみ	燃やせるごみの日 (週2回)	①燃やせるごみ	委託収集 又は 直接搬入	指定ごみ袋(黄色) に入れて排出
	プラスチック容器の日 (週1回)	②プラスチック製 容器包装	委託収集 又は 直接搬入	指定ごみ袋(白色) に入れて排出
	かみの日 (月2回)	③新聞	委託収集 又は 直接搬入	白い紙ひもで束ねて排出
		④雑誌		
		⑤ダンボール		
		⑥紙パック		
		⑦その他の紙		
		⑧古着類		
	カンの日 (月1回)	⑨発泡スチロール トレー	委託収集 又は 直接搬入	集積所に設置した ネット袋に排出
		⑩アルミ缶・ スチール缶		集積所に設置した コンテナ又は 大型袋に排出
		⑪その他の金属類		指定ごみ袋(白色) に入れて排出
		⑫乾電池		
		⑬その他の プラスチック類		
	⑭ペットボトル	集積所に設置した ネット袋に排出		
ビンの日 (月1回)	⑮一升びん	委託収集 又は 直接搬入	集積所に設置した コンテナに排出	
	⑯ビールびん			
	⑰とうめいびん			
	⑱茶色びん			
	⑲緑・青色びん			
	⑳黒色びん			
	㉑その他の色びん			
	㉒蛍光灯			
	㉓リサイクル できないもの			
⑭ペットボトル	集積所に設置した ネット袋に排出			
	⑳粗大ごみ	直接搬入 のみ		
事業系ごみ			直接搬入 又は 許可業者	家庭系ごみの 排出方法に準ずる

表 1-2 ごみの収集体制

3. ごみ処理の流れ

収集又は直接搬入されたごみは、図4-1に示す処理の流れに従い、各施設で中間処理(焼却、選別、破碎、圧縮、梱包等)され、資源化が可能なものは民間事業者で再生等処理を行い、焼却残渣や資源化ができないものは埋立処分を行っています。

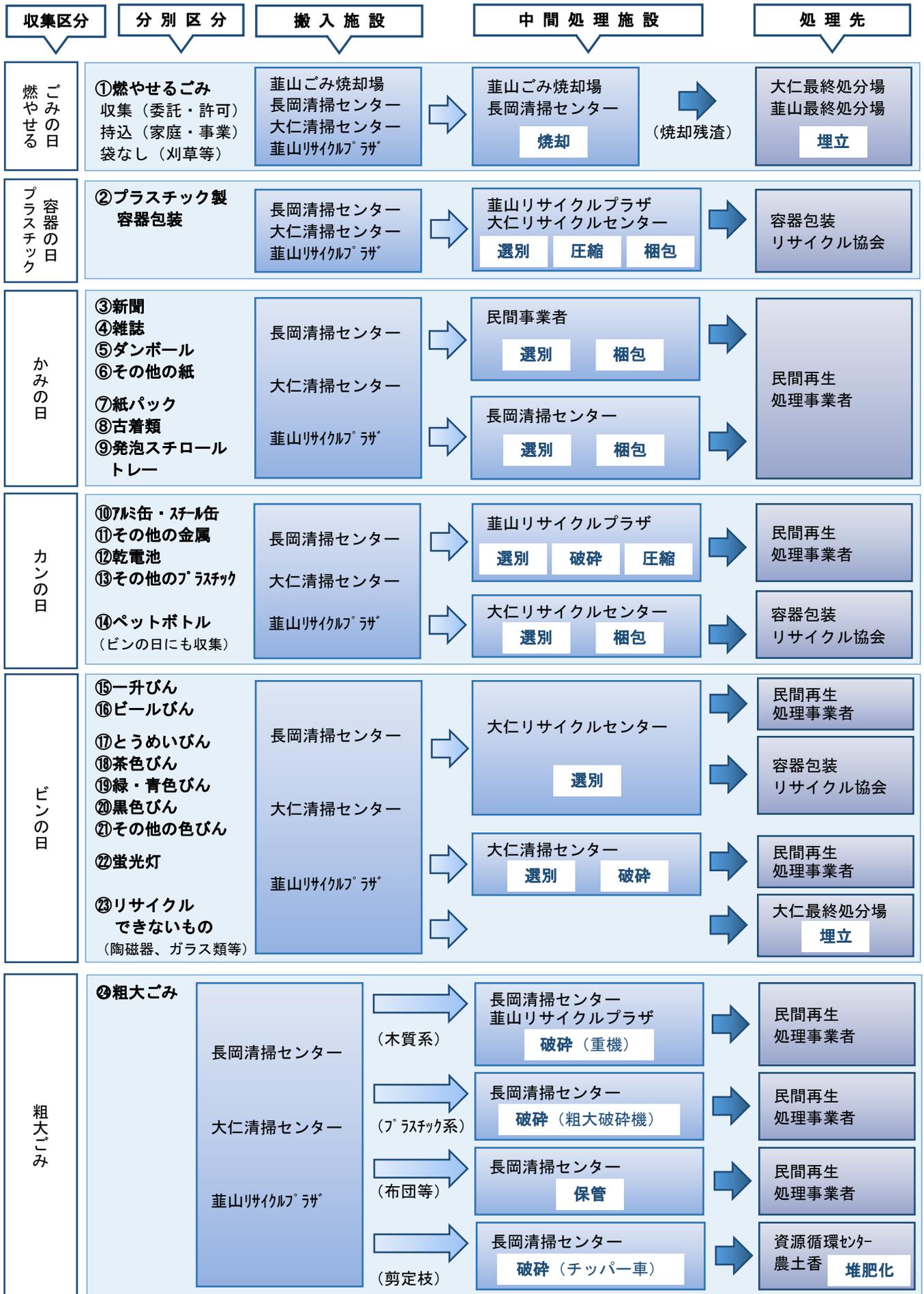


図 4-1 ごみ処理の流れ

4. 処理施設等の概要

(1) 焼却施設の概要

本市では、長岡清掃センター、葦山ごみ焼却場の2施設で可燃ごみの焼却処理を行っています。両施設とも稼働から30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、現在、隣接市である伊豆市と伊豆の国市の2市広域での新ごみ処理施設を建設しており、令和5年1月に新施設が稼働する予定となっています。（表2-1参照）

現在稼働中の2施設については、新ごみ処理施設の稼働に合わせて焼却運転を停止し、順次廃炉とする予定です。

1. 長岡清掃センター	
所在地	伊豆の国市南江間2139-1
処理方式	流動床式（准連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	32t/16h
竣工年月	昭和57年2月
2. 葦山ごみ焼却場	
所在地	伊豆の国市葦山山木1005-3
処理方式	ストーカ式（准連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	40t/16h
竣工年月	昭和49年9月
2. 大仁清掃センター（休止中）	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
処理方式	機械化バッチ式燃焼方式
処理能力（t/日）	20t/日
竣工年月	昭和55年3月
4. 新ごみ処理施設（建設中）	
所在地	伊豆市佐野字川久保地内
処理方式	ストーカ式（全連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	82t/24h（41t/24h×2炉）
竣工年月	令和5年1月（予定）
その他	余熱利用（蒸気タービン発電）

表 2-1 焼却施設の概要

(2) 資源化施設の概要

本市では、葦山リサイクルプラザ、大仁清掃センター、大仁リサイクルセンター、長岡不燃物処理施設（長岡清掃センター内）の4施設において、資源ごみ等の保管を行い、ごみの品目に応じた資源化処理を実施しています。（表2-2参照）

また、この4つの資源化施設に加えて、堆肥化施設としての資源循環センター「農土香」があり、市内で排出される食品残渣（生ごみ）、剪定枝を原料として製造した完熟堆肥を販売しています。

なお、資源化施設は合併前の旧町（伊豆長岡町・葦山町・大仁町）の施設に、資源化処理作業を分散する形で使用しております。

1. 葦山リサイクルプラザ	
所在地	伊豆の国市奈古谷553-1
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包
施設規模	8 t/5 h
竣工年月	平成9年9月
2. 大仁清掃センター	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
処理方式	選別・破碎
施設規模	15 t/5 h
竣工年月	昭和55年3月
3. 大仁リサイクルセンター	
所在地	伊豆の国市下畑630-45
処理方式	選別・破碎・圧縮
施設規模	1.2 t/5 h
竣工年月	平成11年3月
4. 長岡不燃物処理施設（長岡清掃センター内） ※休止中	
所在地	伊豆の国市南江間2139-1
処理方式	選別・破碎
施設規模	15 t/5 h
竣工年月	昭和57年3月
5. 資源循環センター「農土香」	
所在地	伊豆の国市浮橋1598-1
処理方式	堆肥化
施設規模	5.5 t/日
竣工年月	平成22年10月

表 2-2 資源化施設の概要

(3) 最終処分場の概要

本市には、韮山一般廃棄物最終処分場、大仁一般廃棄物最終処分場、大仁第2一般廃棄物最終処分場、長岡一般廃棄物最終処分場がありますが、現在は、韮山ごみ焼却場から発生する焼却残渣を韮山一般廃棄物最終処分場に、長岡清掃センターから発生する焼却残渣及び「リサイクルできないもの（陶磁器・ガラス類等）」を大仁一般廃棄物最終処分場に埋め立てています。

なお、長岡一般廃棄物最終処分場及び大仁第2一般廃棄物最終処分場については、既に埋立処分を終了しており、廃止に向けた手続きを進行中です。

1. 韮山一般廃棄物最終処分場	
所在地	伊豆の国市中1619-1
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成2年4月
埋立面積	3,000㎡
埋立容量	16,000㎥
2. 大仁一般廃棄物最終処分場	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成6年4月
埋立面積	5,128㎡
埋立容量	33,654㎥
3. 大仁第2一般廃棄物最終処分場（埋立終了）	
所在地	伊豆の国市下畑630-37
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	金属・ガラス・プラスチック等
埋立開始年月	平成3年12月
埋立面積	3,366㎡
埋立容量	2,779㎥
4. 長岡一般廃棄物最終処分場（埋立終了）	
所在地	伊豆の国市花坂62-1
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成4年6月
埋立面積	2,000㎡
埋立容量	3,749㎥

表 2-3 最終処分場の概要

第2節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理の実績

(1) ごみの搬入状況

本市のごみの処理施設への搬入状況は、家庭系ごみはほぼ横ばいで推移し、事業系ごみはわずかながら減少傾向にあります。また、集団回収については平成30年度まで減少傾向が見られたものの、近年では増加傾向に転じています。全体としては、ほぼ横ばいで推移している状況です。（表3-1、図5-1参照）

ごみの種類別の搬入状況については、可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみはほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは増加傾向が見られます。（図5-2参照）

（単位：t）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	12,089	12,060	11,979	12,475	12,198
可燃ごみ	8,466	8,355	8,180	8,456	8,119
資源ごみ	3,094	3,136	3,146	3,134	3,140
粗大ごみ	365	391	475	680	735
埋立ごみ	164	178	178	205	204
事業系ごみ	4,767	4,621	4,545	4,562	3,909
可燃ごみ	3,953	3,882	3,796	3,759	3,225
資源ごみ	691	616	608	628	526
粗大ごみ	88	88	106	134	124
埋立ごみ	35	35	35	41	34
集団回収	247	217	238	329	262
合計	17,103	16,898	16,762	17,366	16,369

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

表 3-1 年間搬入量



図 5-1 搬出源別搬入量

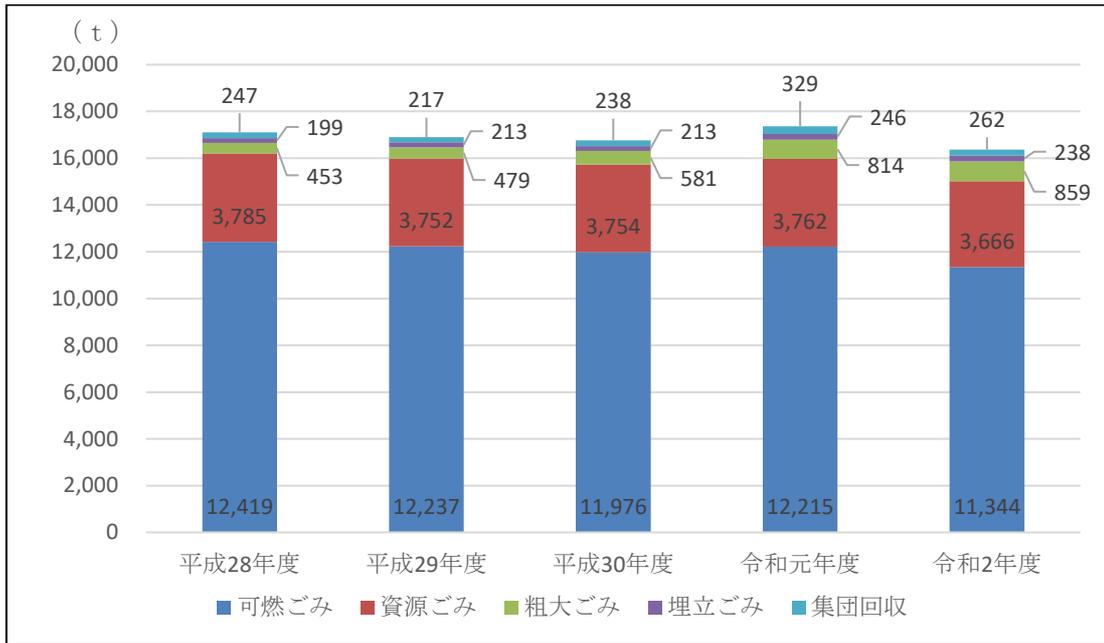


図 5-2 種類別搬入量

(2) ごみの資源化の状況

本市では、燃やせるごみ、リサイクルできないもの（埋立ごみ）以外のごみについては、資源化施設において、選別、破碎、圧縮、梱包等の中間処理を行い、民間の再生処理事業者への再資源化委託や有価物としての売却等により、可能な限り資源化を図っています。

(単位: t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類	1,154	1,092	1,043	1,099	1,026
金属類	505	511	523	531	513
ガラス類	461	435	440	382	396
プラスチック類	919	948	944	1,000	1,022
ペットボトル	92	110	131	124	125
布類	126	145	161	181	185
廃食用油	7	5	6	6	10
その他 (木質系ほか)	768	724	744	768	651
合計	4,032	3,970	3,992	4,091	3,928

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

表 3-2 ごみの資源化の状況

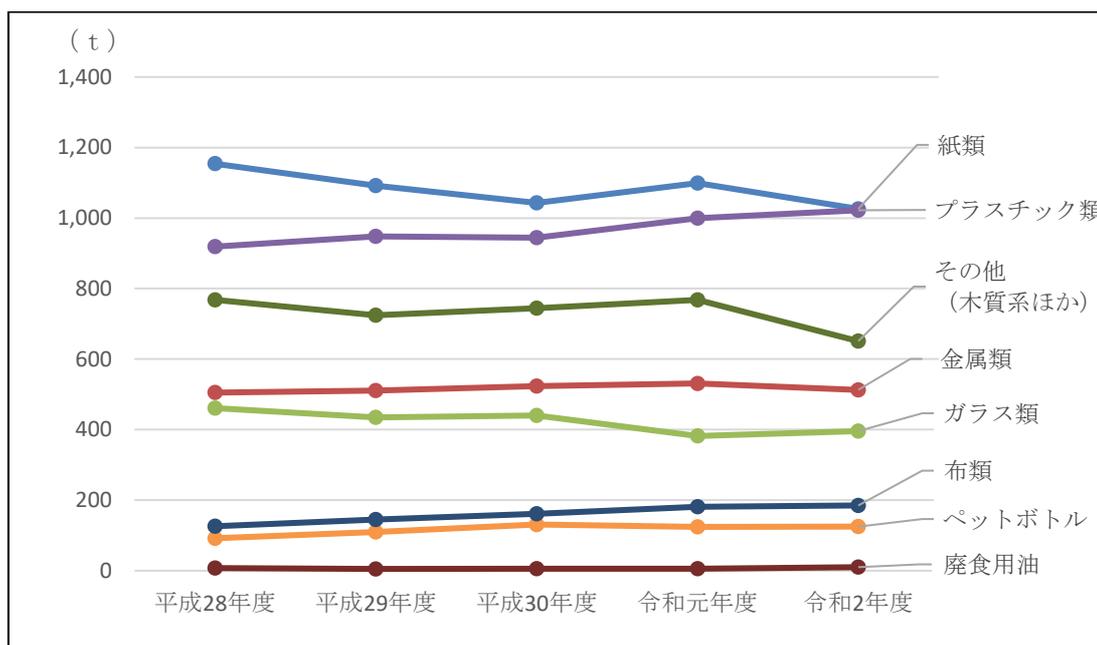


図 5-3 ごみの資源化の状況

① 紙類

紙類は、「新聞」・「雑誌」・「ダンボール」・「紙パック」・「その他の紙」の5種類の分別区分により収集し、古紙問屋への売却を通じて、製紙業者での資源化が図られています。

資源化量については、民間事業者による拠点回収の拡大等、市民にとっての排出方法の多様化が進んでいることもあり、市による行政回収の量は減少傾向にあります。

② 金属類

金属類は、「アルミ缶・スチール缶」・「その他の金属類」・「乾電池」に分類されます。アルミ缶・スチール缶は機械（磁力）選別、その他の金属類は解体選別の後に圧縮し、再生処理事業者への売却を行っています。乾電池については、有害な金属（水銀、マンガン、ニッケル、カドミウム、亜鉛など）が含まれるため、指定された適正処理業者により資源化を行っています。

また、その他金属類に含まれる小型家電類については、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」という）」により、使用済小型電子機器等に使用されている貴金属やレアメタル等の再資源化の促進が図られることとなり、本市においては、その他の金属類として収集した後に小型家電類を選別し、小型家電リサイクル認定事業者を通じて資源化を行っています。

資源化量については、ほぼ横ばいの状況で推移しています。

③ ガラス類

ガラス類は、7種類のビン類（「一升びん」・「ビールびん」・「とうめいびん」・「茶色びん」・「緑・青びん」・「黒色びん」）と、「蛍光灯」に分類されます。

ビン類は、一升びん、ビールびんについては、活きビンとしての売却により再利用を図り、その他びんについては、色別に分類し容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

蛍光灯は、有害な金属（水銀など）が含まれるため、指定された適正処理業者により資源化を行っています。

資源化量については、飲料容器としてのビンに代わり、ペットボトル容器が普及している影響から、収集量は減少傾向にあります。

④ プラスチック類

プラスチック類は、容器包装リサイクル法に従い、「プラスチック製容器包装」・「発泡スチロールトレイ」と、それ以外の製品プラスチックである「その他のプラスチック類」に分類されます。

プラスチック製容器包装は、指定ごみ袋により収集し、手選別、圧縮処理の後、容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行います。

その他のプラスチック類は、指定ごみ袋に入らないプラスチック粗大ごみを破碎処理した後、指定ごみ袋で回収したプラスチックごみと合わせて、民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

発泡スチロールトレイは、白色と白色以外のものへの選別後、また、プラスチック製容器包装から選別された発泡スチロールも含めて、民間事業者への売却により資源化を行っています。

プラスチック類全体の資源化量は、年々増加傾向にあります。

⑤ ペットボトル

ペットボトルは、手選別、圧縮処理の後、容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行っています。資源化量については、増加傾向にありましたが、近年は横ばいの状況です。

⑥ 布類

布類は、手選別、梱包後、民間事業者への売却により資源化を行っています。資源化量については、増加傾向にあります。

⑦ 廃食用油

廃食用油は、家庭から排出されるものの他、市内の学校給食施設から排出されるものを収集し、民間事業者への売却により資源化を行っています。資源化量については、横ばいで推移しています。

⑧ その他

その他の主なものとしては、「木質系粗大ごみ」・「剪定枝」などがあります。
木質系粗大ごみは、破碎処理後、民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

剪定枝は、チップ化処理の実施後、資源循環センター「農土香」にて完熟堆肥の原料として利用されています。

資源化量については、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 有価物の売却

本市では、ごみの資源化を行うにあたり、有価物として売却可能な資源については、民間業者への売却により財源の確保を図っています。

	新聞		雑誌		ダンボール	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	383,390	3,726,550	254,260	1,647,603	157,370	1,529,635
平成29年度	372,130	4,207,484	226,520	1,889,124	150,700	1,745,322
平成30年度	343,550	4,078,965	205,180	1,453,247	137,980	1,636,632
令和元年度	313,260	2,824,778	205,450	1,173,281	133,530	1,093,764
令和2年度	286,240	1,259,456	215,020	473,044	144,120	634,128

	紙パック		その他の紙		アルミ缶	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	9,000	77,759	131,290	283,585	44,056	5,007,288
平成29年度	8,830	76,290	124,820	269,610	42,370	5,784,077
平成30年度	8,150	70,414	118,780	256,564	40,970	5,851,125
令和元年度	8,200	62,320	118,260	257,842	40,640	4,804,024
令和2年度	8,690	47,795	114,690	126,159	43,567	4,681,149

	スチール缶		その他金属		一升びん	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(本)	金額(円)
平成28年度	61,420	911,279	378,220	3,249,697	17,698	38,229
平成29年度	57,670	1,431,673	387,610	6,614,895	17,546	37,900
平成30年度	55,330	1,486,655	305,365	3,154,922	16,286	35,178
令和元年度	55,880	994,730	244,470	1,734,205	14,642	31,965
令和2年度	56,770	977,297	262,670	3,045,266	15,876	47,628

	ビールびん		発泡トレー		古着類	
	重量(本)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	4,982	19,395	11,220	25,943	125,140	270,297
平成29年度	4,320	17,002	12,280	20,098	143,600	310,169
平成30年度	4,641	17,973	12,340	19,444	158,510	342,377
令和元年度	3,942	15,589	13,490	21,714	179,140	390,338
令和2年度	2,605	10,218	12,290	19,933	220,180	242,198

	廃食用油		羽毛布団		年間売却額(円)
	重量(L)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	
平成28年度	7,911	102,522	314	6,783	16,896,565
平成29年度	5,300	39,058	118	2,555	22,445,257
平成30年度	6,237	46,148	149	3,219	18,452,863
令和元年度	6,901	46,991	67	1,449	13,452,990
令和2年度	8,125	50,879	0	0	11,615,150

表 3-3 有価物の売却実績

(4) ごみの堆肥化

本市では、平成22年10月に「資源循環センター 農土香」が竣工し、市内の宿泊施設、給食センター、福祉施設及び一部の一般家庭から排出される食品残渣（生ごみ）、剪定枝を破碎した剪定枝チップを原料として、生ごみの堆肥化を図り、良質な有機堆肥の製造販売を行っています。

表3-4には、堆肥原料としての食品残渣及び剪定枝の使用量を示します。

(単位：kg)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
食品残渣	352,545	340,025	316,195	312,090	246,515
剪定枝	240,795	189,730	191,750	201,150	126,020

表 3-4 堆肥原料としての資源化状況

(5) 最終処分状況

本市では、焼却施設での可燃ごみの焼却により発生する焼却残渣（焼却灰等）、「リサイクルできないもの」として排出された陶磁器、ガラス類等を最終処分場に埋立処理をしています。

なお、葦山ごみ焼却場から発生する焼却灰の一部については、民間事業者への外部処理委託を行っています。

表3-5には、最終処分場への埋立処理量と、外部委託処理量を示します。

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大仁最終処分場埋立	956	957	919	940	908
（焼却残渣）	757	744	706	694	671
（リサイクルできないもの）	199	213	213	246	238
葦山最終処分場埋立					
（焼却残渣）	257	253	300	232	213
埋立量 合計	1,213	1,210	1,219	1,172	1,122

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

外部処理委託 （葦山焼却場焼却残渣）	279	270	251	354	444
-----------------------	-----	-----	-----	-----	-----

表 3-5 焼却灰等の埋立及び外部処理の状況

(6) 可燃ごみの性状

本市では、燃やせるごみの組成分析を毎月実施しています。過去5年間の分析結果では、ごみの組成割合に大きな変化はありませんが、資源ごみとして分別可能な「紙・布類」、「合成樹脂類」の占める割合が多い状況であり、燃やせるごみの減量及び資源化の余地が十分あることが窺えます。（表4-1及び4-2、図6-1及び6-2参照）

① 葦山ごみ焼却場

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成	紙・布類	%	54.4	47.3	49.0	46.3	48.2
	合成樹脂類	%	15.9	17.0	17.1	16.4	14.9
	木・竹類	%	6.9	12.7	14.7	15.6	11.3
	ちゅう芥類	%	11.9	12.4	10.5	11.7	16.8
	不燃物類	%	1.2	0.7	0.9	1.7	1.9
	その他	%	9.7	9.9	7.8	8.3	6.9
三成分	水分	%	47.5	50.5	52.8	53.9	54.5
	灰分	%	5.2	5.9	4.6	5.7	4.8
	可燃分	%	47.3	43.6	42.6	40.4	40.7
単位容積比重		kg/m ³	320	352	341	244	245
低位発熱量		kJ/kg	7713	6947	6701	6280	6295

表 4-1 可燃ごみの組成（葦山ごみ焼却場）

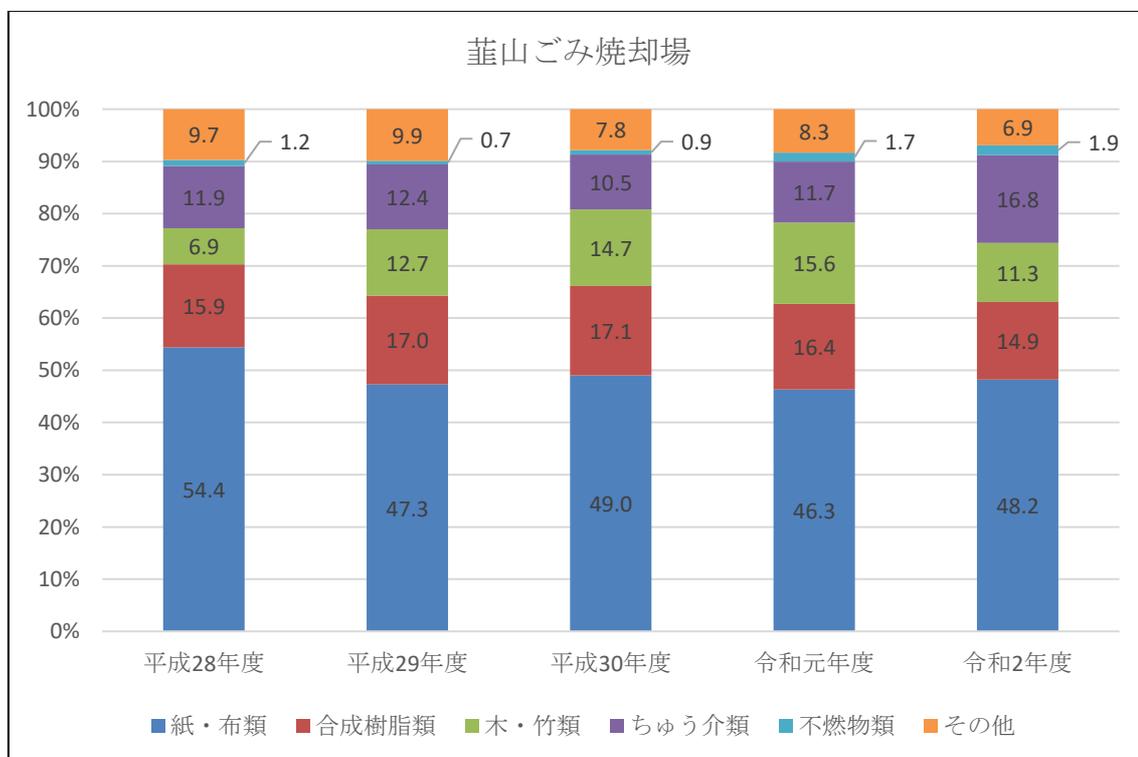


図 6-1 可燃ごみの組成（葦山ごみ焼却場）

② 長岡清掃センター

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成	紙・布類	%	53.2	48.4	49.7	55.8	54.7
	合成樹脂類	%	15.7	10.5	18.5	16.3	13.2
	木・竹類	%	10.4	16.7	12.2	8.5	10.5
	ちゅう芥類	%	11.9	15.0	10.8	13.7	15.5
	不燃物類	%	1.1	1.1	0.9	1.5	1.1
	その他	%	7.7	8.3	7.9	4.2	5.0
三成分	水分	%	52.3	53.0	52.6	49.4	52.1
	灰分	%	4.5	4.8	4.6	4.3	5.5
	可燃分	%	43.2	42.2	42.8	46.3	42.4
単位容積比重		kg/m ³	349	353	336	203	218
低位発熱量		kJ/kg	7713	7816	6734	7483	6678

表 4-2 可燃ごみの組成（長岡清掃センター）

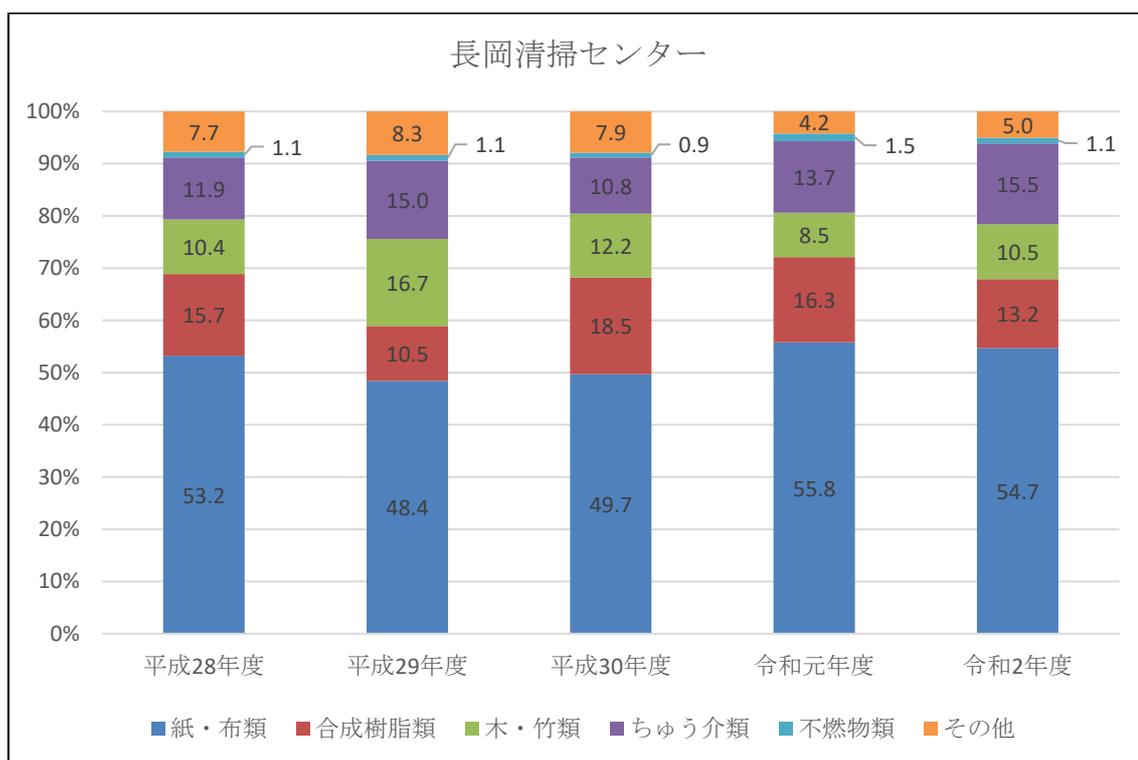


図 6-2 可燃ごみの組成（長岡清掃センター）

(7) ごみ処理に係る経費

本市における過去5年間のごみ処理経費は、年度により変動が見られます。これは、既存施設の施設修繕工事費等に係る経費において、年度による差異が生じることによるものです。

なお、平成29年度からは、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合による新ごみ処理施設の建設に伴う負担金が発生しているため、新ごみ処理施設の完成までの一定期間においては、経費が一時的に増加しています。(表5、図7参照)

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理経費	千円	789,055	1,011,650	900,151	1,018,813	1,380,860
新ごみ負担金 (内数)	千円	(0)	(93,867)	(43,493)	(140,143)	(476,058)
ごみ総排出量	t	17,103	16,898	16,762	17,366	16,369
計画処理人口 (10月1日現在)	人	49,542	49,297	48,893	48,575	48,138
1 tあたり 処理経費	円/t	46,135	59,868	53,702	58,667	84,358
1人あたり 処理経費	円/人	15,927	20,522	18,411	20,974	28,685

出典：一般廃棄物処理実態調査(ごみ処理状況・経費)

表5 ごみ処理経費

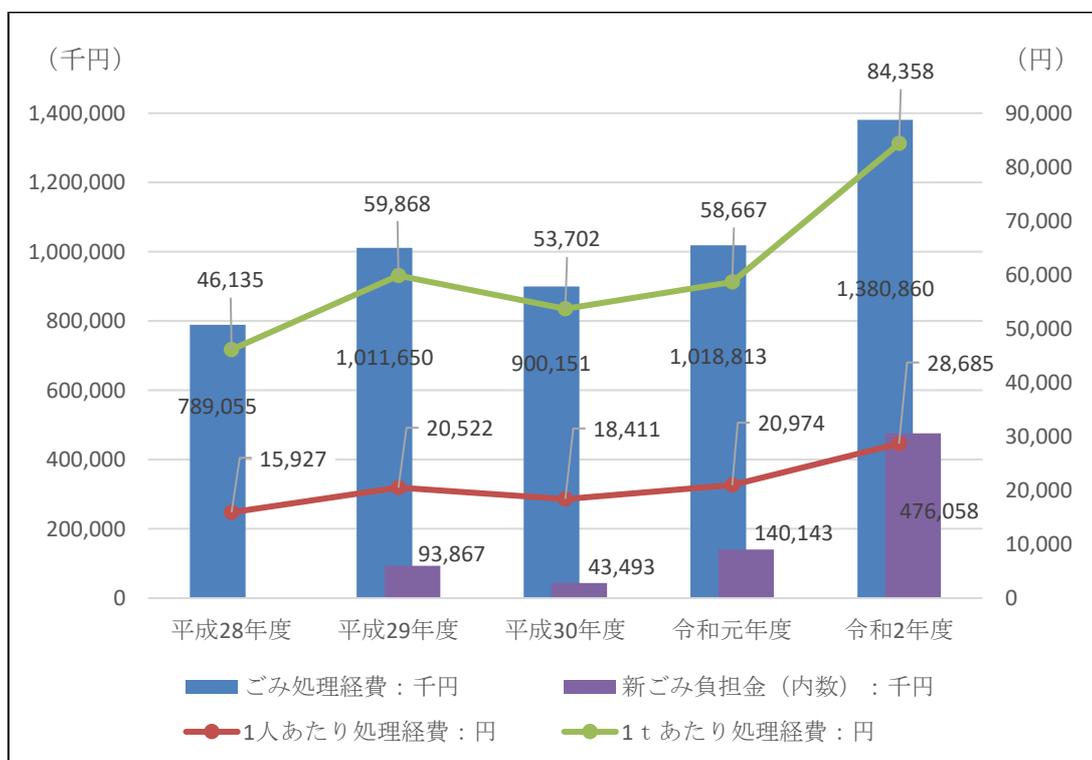


図7 ごみ処理経費

2. ごみ処理の指標

(1) ごみ処理に係る評価値の比較

ごみ処理に関する数値指標となる「1人1日当たりのごみ排出量」と、ごみの総排出量に占める資源化量の割合を示す「リサイクル率」を評価値として、過去の実績を以下に示します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び静岡県の平均に比べて多い状況であり、年度により変動が見られますが横ばいの傾向にあります。

(表6-1、図8-1及び8-2参照)

(単位：g/人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 国	939	925	920	919	918	
静 岡 県	896	886	878	886	885	
伊豆の国市	940	946	939	939	977	932

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

令和2年度における全国及び静岡県の数値については、統計値が発表されていないため未掲載

表 6-1 1人1日当たりのごみ排出量

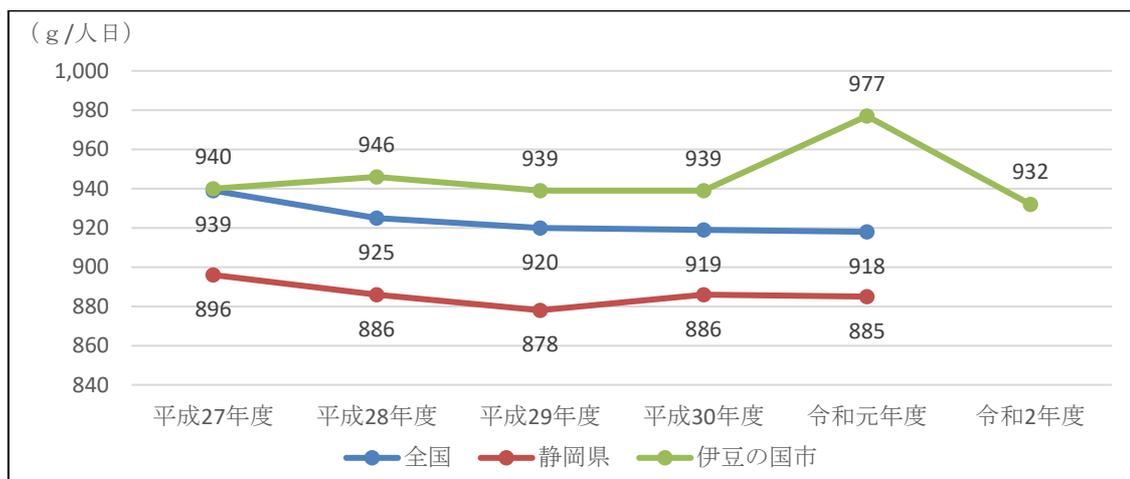


図 8-1 1人1日当たりのごみ排出量

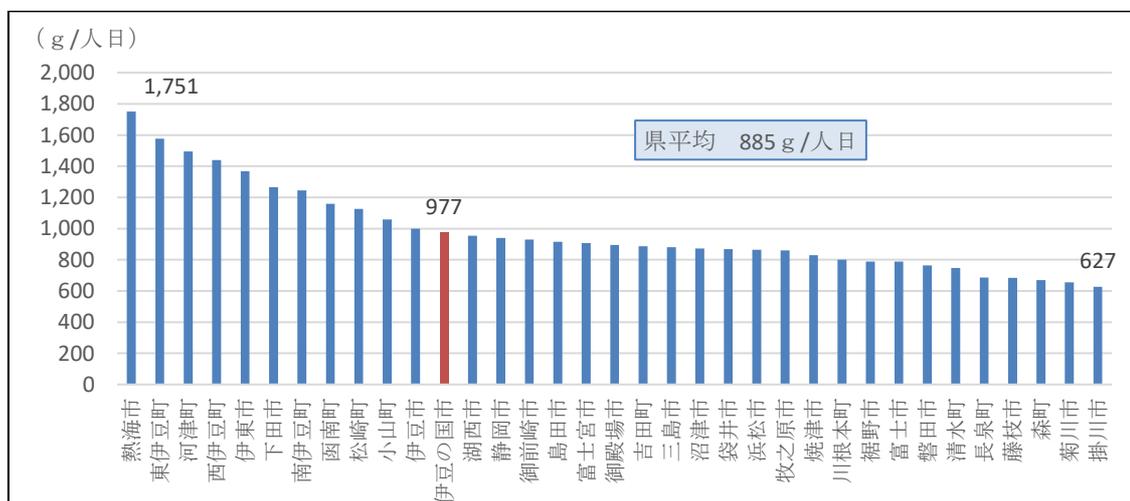


図 8-2 1人1日当たりのごみ排出量（令和元年度・県内市町別）

② リサイクル率

本市におけるリサイクル率は、全国及び静岡県の平均よりも高い状況ですが、近年は横ばいで推移しています。（表6-2、図8-3及び8-4参照）

（単位：％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 国	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	
静 岡 県	19.2	18.6	18.1	18.4	18.2	
伊豆の国市	26.1	25.5	25.5	26.1	26.1	27.1

* 令和2年度における全国及び静岡県の数値については、統計値が発表されていないため未掲載

表6-2 リサイクル率

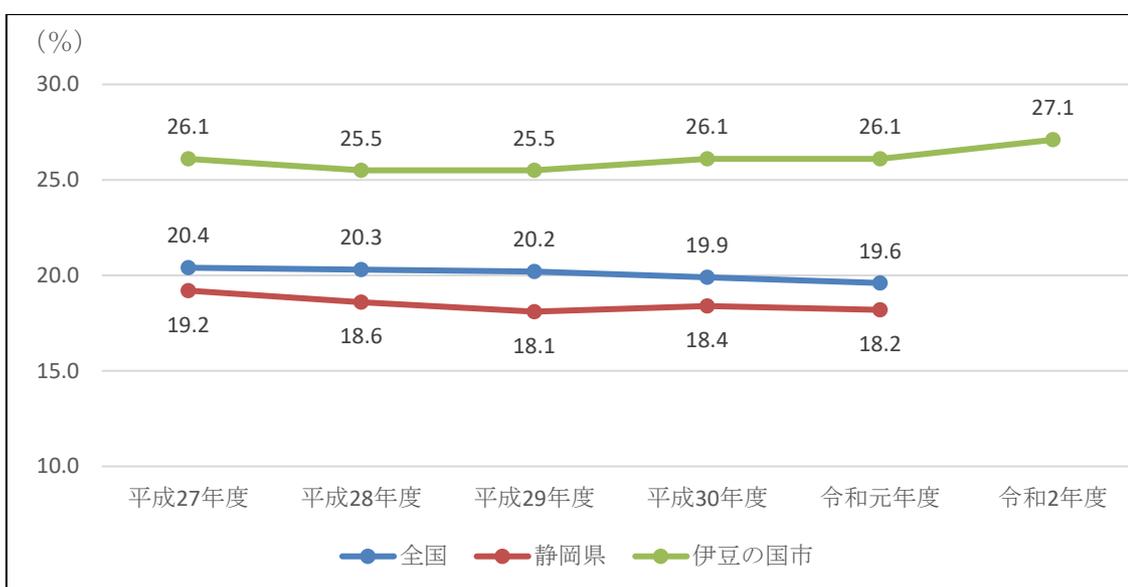


図8-3 リサイクル率

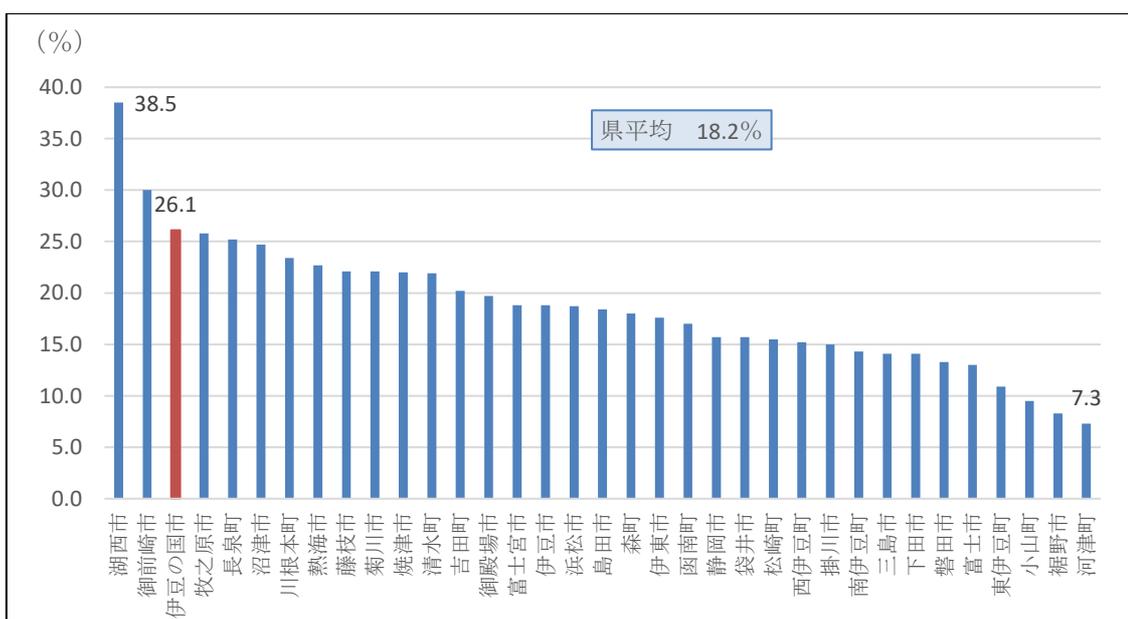


図8-4 リサイクル率（令和元年度・県内市町別）

(2) 数値目標の達成状況

前計画における数値目標は、平成17年度を基準年度として、ごみの総排出量、リサイクル率、最終処分量を設定しました。

令和2年度における状況は、ごみの総排出量については、目標値にわずかに及ばなかったものの、基準年度より排出量を2,112 t/年減らすことができました。リサイクル率については、目標値には及ばず、基準年度より0.9%の落ち込みとなりました。最終処分量については、目標値を達成し、基準年度より処分量を288 t/年減らすことができました。(表7-1、図9-1及び9-2参照)

指標	平成17年度 (基準年度)	目標値 (最終改定時)	令和2年度	
			実績値	対基準年度
ごみの総排出量 (t/年)	18,481	16,253	16,369	-2,112 (t/年)
リサイクル率 (%)	28.8	28.0	27.1	-0.9 (%)
最終処分量 (t/年)	1,410	1,171	1,122	-288 (t/年)

実績値：一般廃棄物処理実態調査(ごみ処理状況)報告値

目標値：ごみ処理基本計画の最終改定時(H30.3月)の設定値

表 7-1 数値目標の達成状況

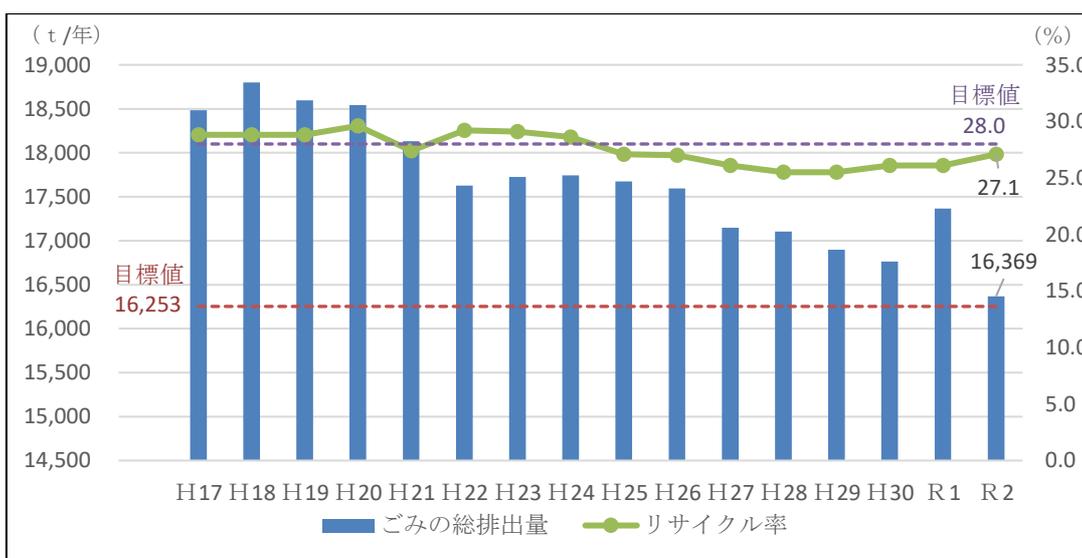


図 9-1 ごみの排出量・リサイクル率の達成状況

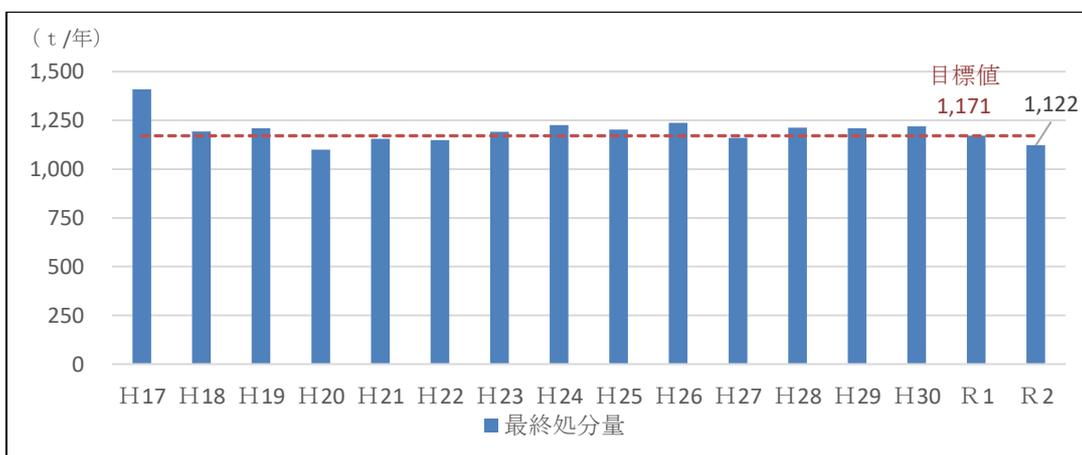


図 9-2 最終処分量の達成状況

第3節 ごみ処理の課題

1. ごみの減量・資源化

(1) ごみの排出抑制

本市におけるごみの排出量は、図9-1（ごみの排出量の達成状況）から、年々減少していることが分かりますが、これは人口減少に伴い、それに応じてごみの排出量も減少していることによるものです。ただし、ごみの排出量を人口1人当たり換算した場合の状況については、図8-1（1人1日当たりのごみ排出量）から分かるように、近年においては、減少する傾向は見られず、横ばいから増加に転じている状況です。また、全国及び静岡県の平均を上回る状況にもなっています。

このような状況において、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）等によるごみの減量を推進するために、積極的な普及啓発や環境教育を通じた市民の自主的な取組の促進を図ること、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋の価格、事業系粗大ごみ等）の見直しによる経済的なインセンティブ（費用負担を軽減しようとする動機付け）を活用し、ごみの排出抑制を図る等の取組が必要です。

また、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」においては、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められており、本市においても食品ロス削減に向けた計画的な取組が求められています。

(2) ごみの資源化

ごみの資源化について、本市におけるリサイクル率は、全国及び静岡県平均を上回っており、わずかながらですが上昇傾向にあります（図8-3・リサイクル率 参照）。ただし、近年においては、民間事業者による資源ごみの拠点回収、店頭回収等の拡大により、市民にとっての排出方法の多様化が進み、特に紙類については年々、行政回収量が減少しており（図5-3・資源化の状況 参照）、本市における資源化量は、今後減少していくことが想定されます。

一方で、韮山ごみ焼却場、長岡清掃センターにおける可燃ごみの組成は、紙・布類の割合が約50%前後を占めている状況であり（図6-1及び6-2 可燃ごみの組成 参照）、より一層の紙類の資源化を図る余地があるため、分別の徹底によりこの割合を減少させていくことが必要です。

また、近年、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題として注目を集める中で、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、「プラスチック資源循環法」の施行が令和4年4月に予定されています。この法律の中では、市町村は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）」に基づき、既に分別収集されているプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチックについても分別収集を行い、再資源化を図ることが求められています。本市は、プラスチックごみを「プラスチック製容器包装」と「その他のプラスチック類」に区分して分別収集していますが、新たに施行されるプラスチック資源循環法に則した再資源化方法等への対応の検討が課題となります。

2. ごみの適正処理

(1) ごみの分別収集

ごみの分別、収集方法については、「ごみの分け方・出し方」「ごみの分け方・出し方／ワンポイントブック」により周知していますが、市民にとってより分かりやすく活用しやすい手引き等の作成、周知方法の検討が必要です。

また、新ごみ処理施設の稼働に伴い、可燃ごみとしての処理対象物に可燃性粗大ごみ等が追加され、可燃ごみの処理先が変更となるため、市内資源化施設での保管及び中間処理後の運搬方法の検討、新ごみ処理施設への収集運搬の切替え等の対応が必要です。

その他にも、高齢化社会の進展に伴い、ごみ集積所へのごみ出しやごみの分別が困難な世帯の増加が想定されるため、ごみ出しの負担を軽減するための支援を検討していくこと、分別の不徹底による異物の混入による事故（例えば、プラスチック類、金属類の圧縮工程へのリチウムイオン電池混入による火災の発生等）を防ぐための周知徹底対策を進めていく必要があります。

(2) 中間処理

本市における資源化施設は、合併前の旧町の各施設を活用して資源ごみの保管及び中間処理を行っています。また、資源化施設は中間処理を行うだけでなく、市民がごみを直接搬入する施設としても機能しているため、全ての品目の資源ごみを受け入れています。ただし、施設ごとに中間処理を行う品目が異なるため、一旦搬入された資源ごみは、品目別にそれぞれの対象施設に再度移動させる必要があり、このような施設間の移動のために多くの作業量、経費を費やしている状況です。

新ごみ処理施設においては、可燃ごみに加え、木質系粗大ごみ等の焼却も可能になり、粗大ごみの処理方法等にも変更が生じます。現状における中間処理の効率化及び経費削減、新ごみ処理施設稼働に伴う変更等への対応を図るため、今後、資源化施設の集約化を念頭に入れた新たな施設整備について検討する必要があります。

(3) 最終処分

本市における最終処分場は、現在、大仁一般廃棄物最終処分場と葦山一般廃棄物最終処分場の2施設が稼働していますが、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存焼却施設の運転停止後については、葦山一般廃棄物最終処分場を廃止し、大仁一般廃棄物最終処分場の1施設のみの稼働とする予定です。

最終処分場の埋立容量には限度があり、概ね8年後には埋立容量を満たすことが想定されるため、可燃ごみの減量による焼却残渣の減少への取組の推進や、焼却灰のリサイクルを含めた外部処理等による最終処分場の延命化、また、最終処分場の今後の在り方についても検討する必要があります。

(4) 災害廃棄物処理

本市では、災害廃棄物の適切な処理を実施するため、平成29年3月に「伊豆の国市災害廃棄物処理計画（以下「計画」という）」を策定しています。

本計画策定後、令和元年10月に発生した台風19号により、本市の一部地域が大きな被害に見舞われ、災害廃棄物の処理を経験することとなりました。その際、実際に経験した大量の災害廃棄物の処理業務と、計画において想定している業務等の整合性を図り、より現実的かつ実践的な計画に更新していくことが求められます。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本理念と方針

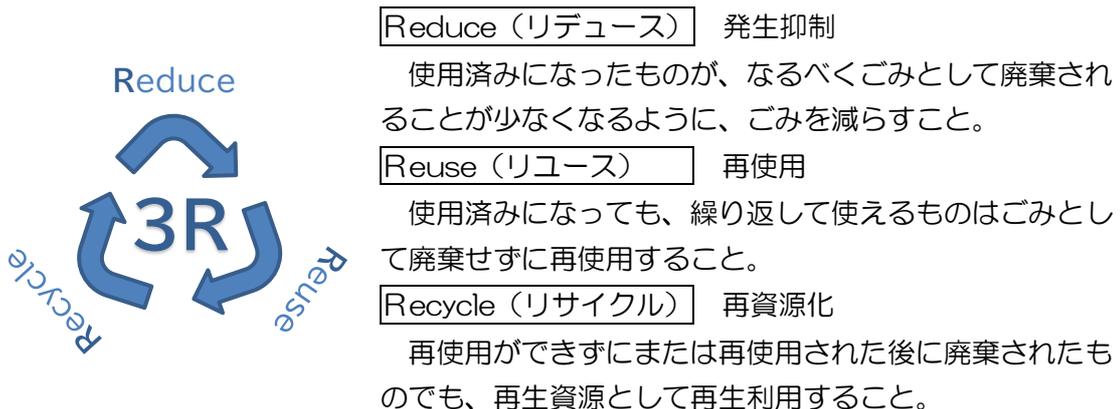
1. 基本理念

環境負荷低減を目指した持続可能な循環型社会の形成

ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより持続可能な循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そのためには、市民のライフスタイルや事業活動において、3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。

本計画では、行政が中心となり、市民や事業者に向けた3Rの意識醸成、行動喚起につながる情報発信等を通じて、地域社会全体が連携し持続可能な循環型社会の形成に向けた取組の展開を進めていくことを基本理念とします。



2. 基本方針

基本理念を達成するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務に応じて主体的に行動し、協働で以下の基本方針の実現を目指します。

(1) 市民に期待される役割

市民一人ひとりが、3Rを意識した生活を心掛け、行政の廃棄物処理施策に協力する。

○Reduce (リデュース) の視点

- ・ 買い物の際は、よく検討して無駄なものは購入しない。
- ・ マイバックを持参して無駄な包装は断る。
- ・ 詰め替え可能な商品や省エネ設計の製品等を選択する。
- ・ 手入れや修理をしながら、ものを大切に使う。
- ・ 食品の食べきりや使い切りにより食品ロスを削減する。
- ・ 使用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。
- ・ プラスチック製品の過剰な使用を控え、なるべく長期間使用する。

○Reuse（リユース）の視点

- ・リターナブル容器に入った製品を選び、使用後はリユース回収に出す。
- ・フリーマーケットやガレッジセール等を活用し、不用品の再使用に努める。

○Recycle（リサイクル）の視点

- ・ごみの分別排出を徹底する。
- ・資源ごみの集団回収や店頭等での資源回収を活用する。

（２）事業者に期待される役割

事業者は、事業活動により発生する廃棄物の処理に責任を持ち、3Rによる循環型社会の形成に貢献する。

- ・製造、流通、販売等に際して、自ら排出する廃棄物の発生抑制に努める。
- ・拡大生産者責任（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う）という考え方のもと、製品や容器が再使用・再資源化される仕組みの構築や活用を促進する。
- ・産業廃棄物と一般廃棄物の区別を認識し、廃棄物の適正な処理を行う。
- ・ワンウェイプラスチック製容器包装・製品（レジ袋、スプーン、ストロー等）の使用抑制、代替品への切替え等により、プラスチックの使用削減に努める。

（３）行政に期待される役割

市は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて主体的に行動し、連携していくための情報発信や、持続可能な循環型社会形成、廃棄物の適正処理のための取組を展開する。

- ・ごみの排出状況を適切に把握した上で、排出抑制に関する普及啓発や情報提供、環境教育等を行い、市民の自主的な取組を促進する。
- ・ごみの分別収集、資源化等を推進し、廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・ごみの適正処理のための施設整備、循環及び処分ルートを確保する。
- ・ごみの不法投棄、不適正処理の防止を図り、その他の環境への負荷の軽減に努める。

第2節 ごみの排出量の見込み

1. 人口の将来予測

将来人口は、「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和2年改訂）」の将来展望人口の推移を用いて、本計画上の将来人口推定値として使用します。

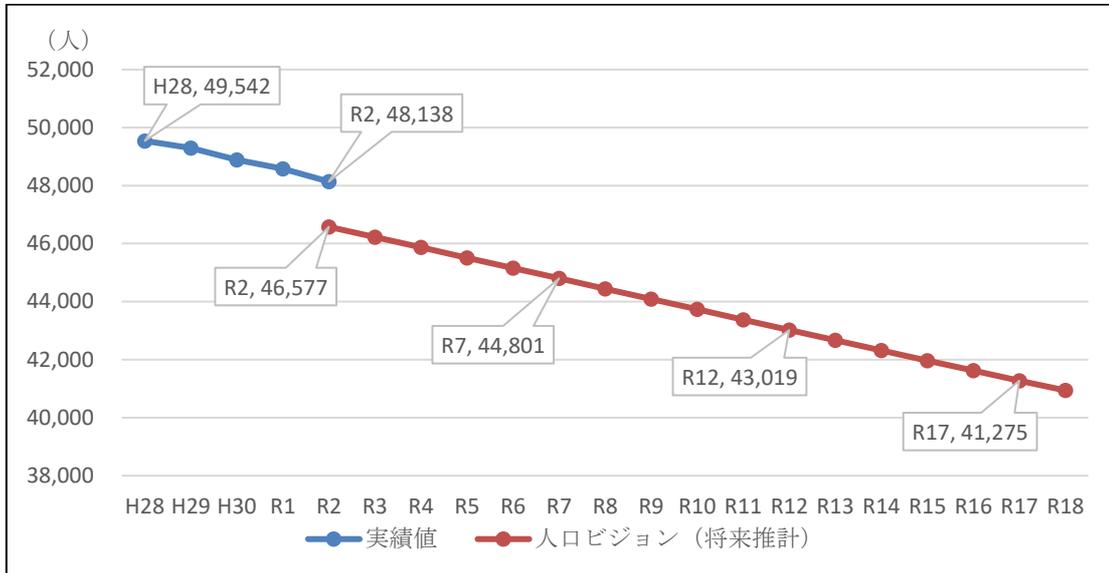


図 10-1 人口推計

2. ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、過去の実績値と傾向から、家庭系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）及び事業系ごみの日量（1日当たりの排出量）の推計を行い、この推計値に将来推計人口あるいは年間日数を乗じて得た数値をもとに、現状におけるごみの排出状況がそのまま推移する状況を想定したものとされています。

	(実績値)		(推計値)	
	令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
家庭系ごみ (t)	12,198	11,828	11,515	10,922
事業系ごみ (t)	3,909	3,570	3,327	3,070
集団回収 (t)	262	244	218	180
ごみ総排出量 (t)	16,369	15,642	15,060	14,172
資源化量 (t)	3,316 (*3,928)	3,051	2,741	2,282
リサイクル率 (%)	20.3 (*27.1)	19.5	18.2	16.1
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	932	964	964	948

* 基準年度（令和2年度）における資源化量の実績値は3,928 t、リサイクル率の実績値は27.1%ですが、令和5年1月以降、新ごみ処理施設において熱回収焼却の対象となる。「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」については資源化の対象から除外することとなるため、令和2年度の資源化量からその他のプラスチック類及び木質系粗大ごみを除いた数値をもとに補正した資源化量及びリサイクル率を基準値として採用しています。

表 8 ごみ排出量の予測（現状推移時の推計）

(1) ごみ排出量の見込み

本計画において、人口の推移は、令和2年度の48,138人（実績値）から計画最終年度である令和18年度には40,939人へと推移し、約15.0%の減少が見込まれています。

この人口減少によって、ごみの排出量も同様に減少していくことが想定されますが、本計画におけるごみ排出量の推移は、令和2年度の総排出量16,369 t/年（実績値）から計画最終年度の令和18年度には14,172 t/年まで推移するものとして、約13.4%の減量が見込まれます。（図10-2参照）

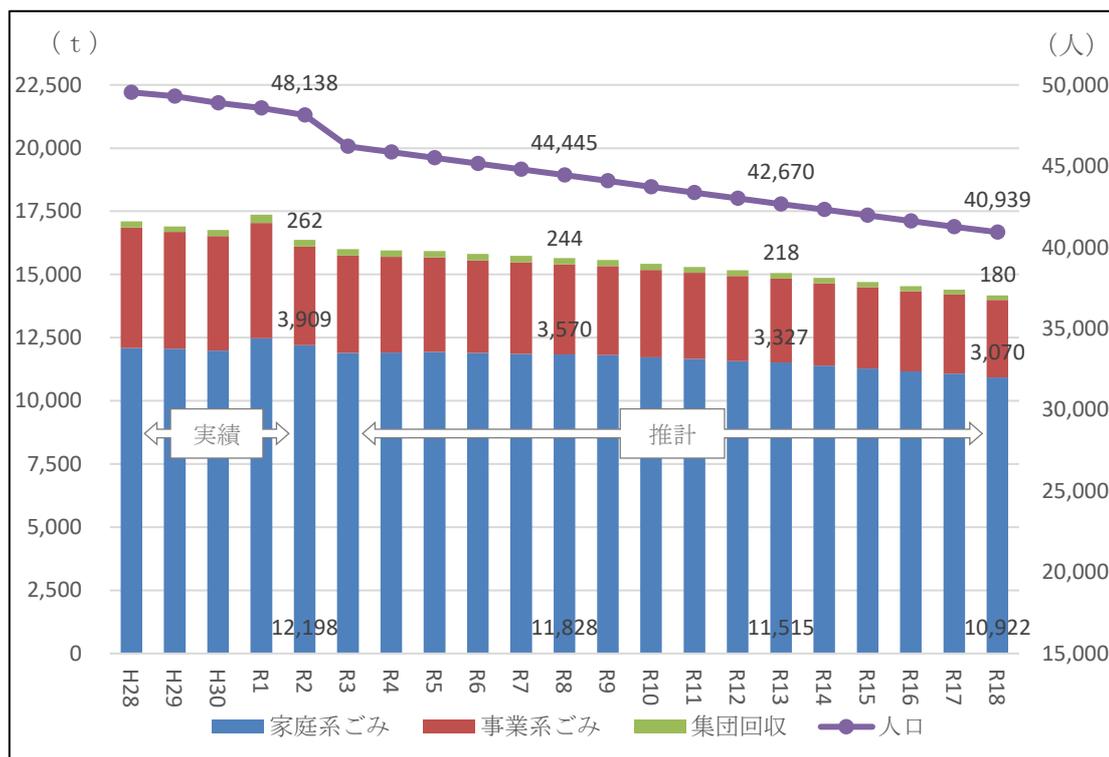


図 10-2 ごみ排出量の見込み（現状推移時の推計）

(2) 資源化量の見込み

資源化の程度を示す数値として、ごみの総排出量に占める資源化量（リサイクル率）がありますが、現状のごみの排出状況が維持されたまま推移した場合、令和2年度の実績値（資源化量3,316 t/年、リサイクル率20.3%）に対して、計画最終年度の令和18年度においては、資源化量は2,282 t/年、リサイクル率は16.1%への推移が見込まれます。（図10-3参照）

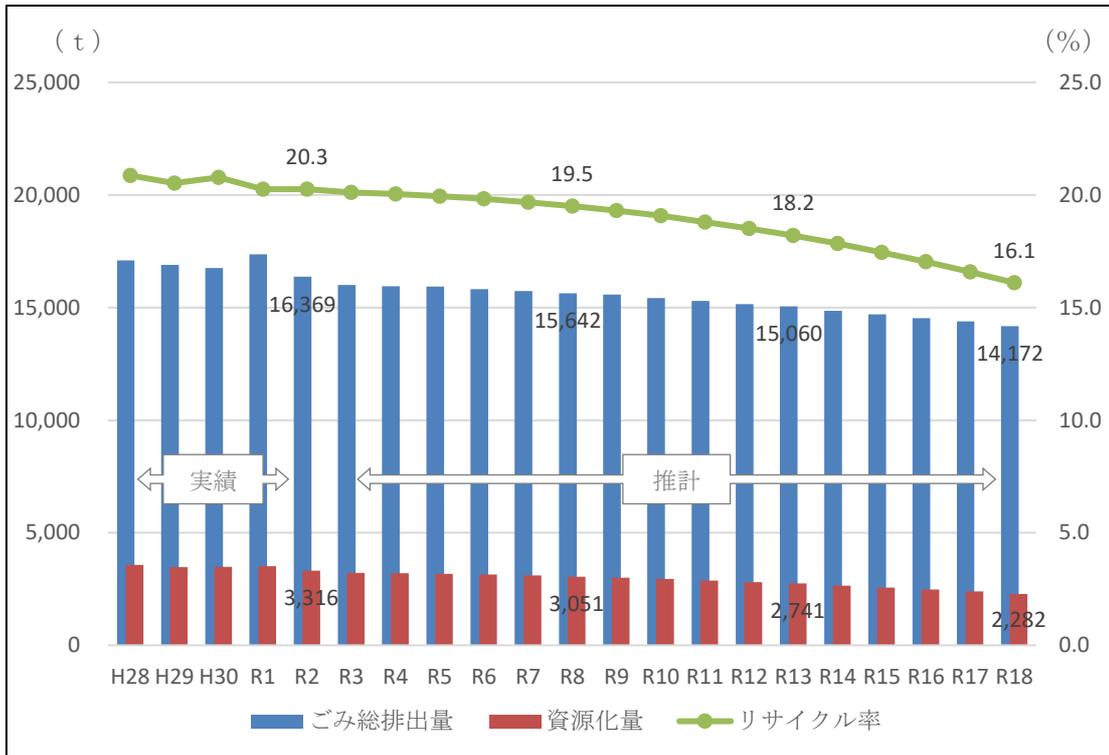


図 10-3 資源化量の見込み（現状推移時の推計）

第3節 数値目標

1. 数値目標の設定

(1) ごみ排出量の推計手順

「第2節 ごみ排出量の見込み」において、現状推移を想定した排出量の推計値に対し、ごみの削減目標を設定した上で、ごみ減量施策による資源化の進展を考慮し、目標達成時におけるごみ排出量の推計を行います。

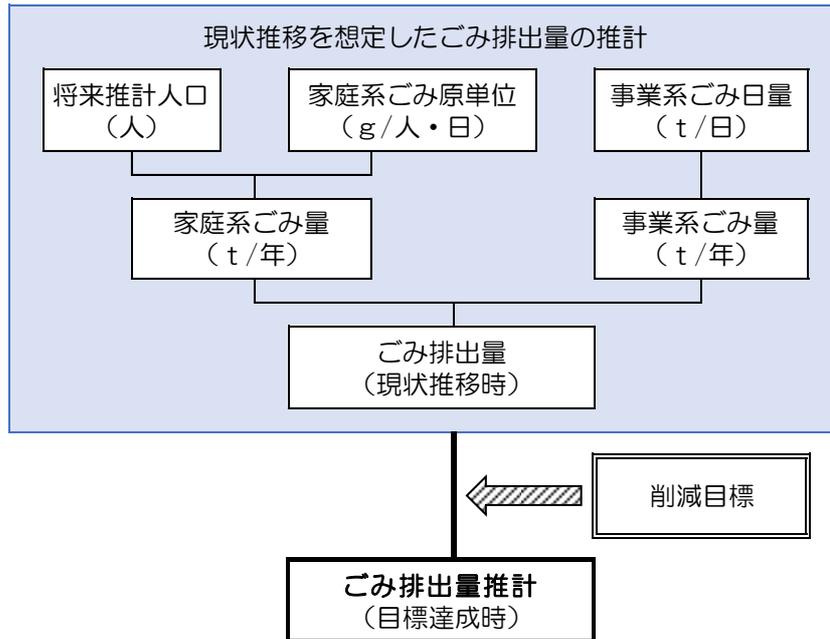


図 11-1 ごみ排出量推計手順の概念図

(2) 目標設定の基準

人口の将来推計が基準年度（令和2年度）の48,138人から、計画最終年度の40,939人へと約15.0%の減少が見込まれる中において、人口減少に伴いごみの排出量も減少することが想定されますが、ごみ排出量の削減目標を設定するにあたっては、本計画最終年度における人口減少率と同等の15%以上のごみ排出量の削減を目指します。

表9-1には、目標設定にあたり推計人口と併せ、ごみ総排出量について、基準年度（令和2年度）に対し約15.0%削減された場合の計画最終年度（令和18年度）における推計値を参考値として示します。

	令和2年度 (基準年度)	令和18年度 (最終年度)		令和2年度 (基準年度)	令和18年度 (最終年度)
推計人口 (人)	48,138	40,939	ごみ総排出量 (t/年)	16,369	13,913
減少率 (%)	—	- 15.0%	削減率 (%)	—	- 15.0%

表 9-1 目標設定の基準

(3) 数値目標

本計画で定める各種ごみ減量施策の推進により、以下の数値目標の達成を目指します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量について、本市の静岡県内における状況は、県内市町の平均（令和元年度実績：885 g/人・日）より多い状況です。

本市の目標値の設定にあたり、静岡県内市町の平均より少ない状況を目指し、静岡県の掲げる将来目標（静岡県循環型社会形成計画）の848 g/人・日以下となること、また、令和2年度（計画基準年度）に対する令和18年度（計画最終年度）の削減率を、前計画期間の目標削減率である7.8%を上回る10%以上を目指すこととし、表9-2のとおり数値目標を設定します。

	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
1人1日当たり の排出量 （g/人・日）	932	928	891	838
削減率 （%）	—	- 0.4%	- 4.3%	- 10.0%

表 9-2 数値目標（1人1日当たりのごみ排出量）

参考数値として、上記の1人1日当たりのごみ排出量の数値目標達成時における、ごみの総排出量を表9-3に示します。これにより、上記の目標数値が、目標設定の基準として設定しました令和2年度（計画基準年度）に対する令和18年度（計画最終年度）のごみ総排出量の削減率15%以上を達成するものであることが確認できます。

	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
ごみ総排出量 （t/年）	16,369	15,062	13,923	12,527
削減率 （%）		- 7.9%	- 14.9%	- 23.4%

表 9-3 参考指標（ごみ総排出量）

② リサイクル率

リサイクル率について、民間事業者による資源ごみの拠点回収の拡大に伴う行政回収量の減少や、パソコン、スマートフォン等のIT機器の普及等の社会情勢の変化に伴う紙媒体の使用量の減少が、紙類等の資源ごみの回収量にも影響しており、本市におけるリサイクル率は停滞している状況にあります。

本市の目標値の設定にあたり、今後もこのような資源化に関する状況は継続していくことが想定されるため、令和2年度（計画基準年度）におけるリサイクル率を、令和18年度（計画最終年度）においても維持していくこととし、表9-4のとおり数値目標を設定します。

	令和2年度 (基準年度)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (中間年度)	令和18年度 (最終年度)
リサイクル率 (%)	20.3 (*27.1)	20.3	20.3	20.3

* 基準年度（令和2年度）におけるリサイクル率の実績値は27.1%ですが、令和5年1月以降、新ごみ処理施設において熱回収焼却の対象となる「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」については資源化の対象から除外することとなるため、令和2年度の資源化量からその他のプラスチック類及び木質系粗大ごみを除いた資源化量により、補正算出したリサイクル率を基準値として採用しています。

表 9-4 数値目標（リサイクル率）

2. 1人1日当たりのごみ排出量の推計

図11-2は、1人1日当たりのごみ排出量について、数値目標達成時（33頁・表9-2参照）と、現状推移時（29頁・表8参照）を比較したものです。

1人1日当たりのごみ排出量は、数値目標達成時には、現状維持時の推計値と比較して、令和8年度（中間年度）では36g、令和13年度（中間年度）では73g、そして計画最終年度である令和18年度においては110g減少することとなります。

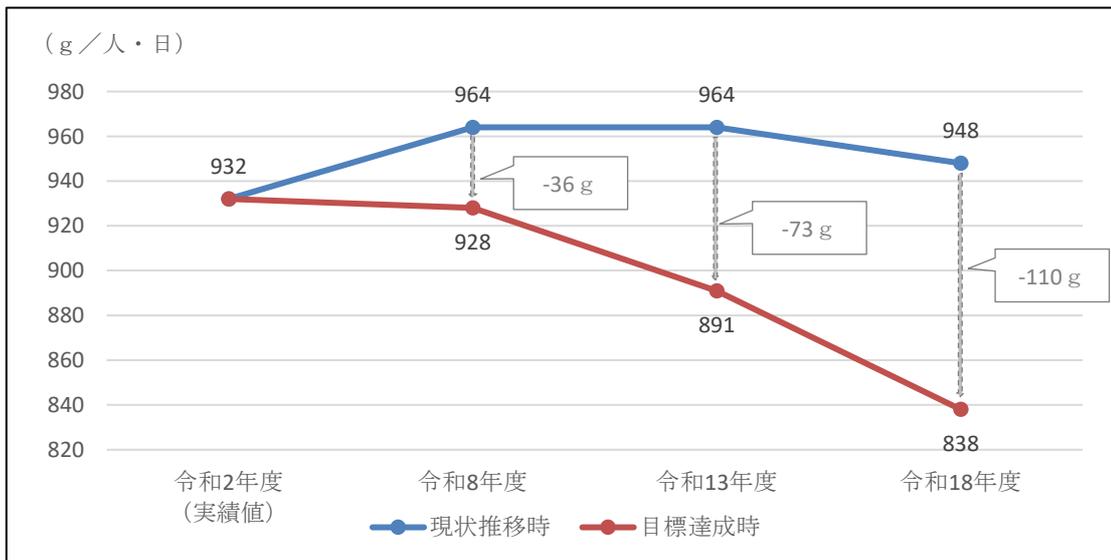
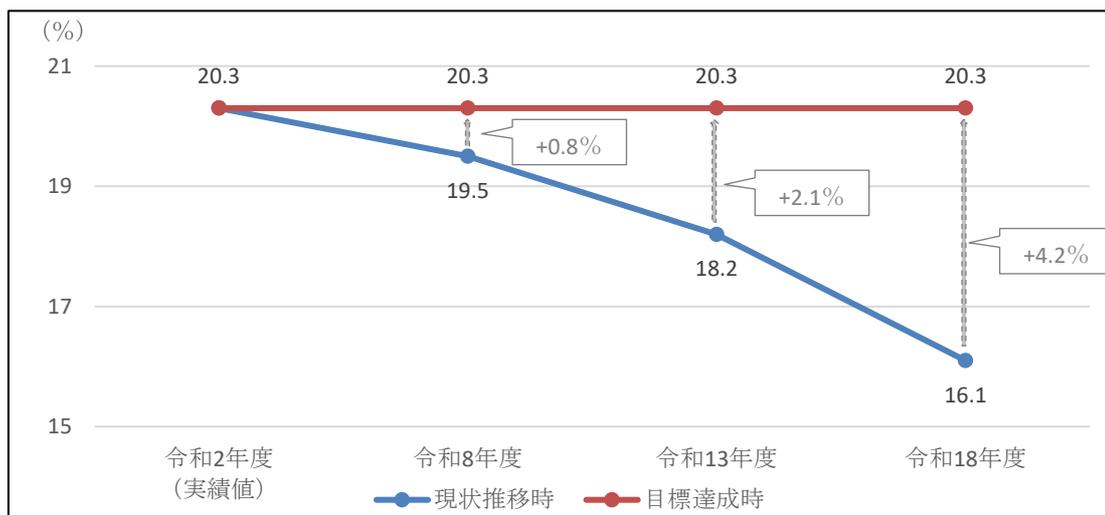


図 11-2 1人1日当たりのごみ排出量の比較

3. リサイクル率の推計

図11-3は、リサイクル率について、数値目標達成時（34頁・表9-4参照）と、現状推移時（29頁・表8参照）を比較したものです。

リサイクル率は、数値目標達成時には、現状維持時の推計値と比較して、令和8年度（中間年度）では0.8%、令和13年度（中間年度）では2.1%、そして計画最終年度である令和18年度においては4.2%増加することとなります。



* これまで民間再生処理事業者を経て資源化処理をしていた「その他のプラスチック類」、「木質系粗大ごみ」が、令和5年1月以降、新ごみ処理施設での焼却処理対象物となるため、リサイクル率の算定にあたっては、資源化の対象物から除外してあります。ただし、新ごみ処理施設はエネルギー回収型の焼却施設でもあり、その他のプラスチック類、木質系粗大ごみの焼却により発生した焼却熱が発電に利用されることとなり、熱回収という形での再資源化の役割を担うものとなります。

図 11-3 リサイクル率の比較

第4節 ごみの種類・分別区分及び処理の流れ

本市におけるごみの種類及び分別の区分については、第2部・第1章・第1節（ごみ処理の区分と体制）の中で示しているように、24種類に区分し分別収集を行い、分別品目に応じた処理を行っています。

前述の表1-1（8頁）及び表1-2（9頁）、図4-1（10頁）に示される分別区分、収集体制、処理の流れについては現状を示したのですが、今後、新ごみ処理施設が稼働する令和5年1月以降については、分別の区分に変更は伴わないものの新ごみ処理施設においては熱回収による発電設備が併設されることから、燃やせるごみ以外にも、その他のプラスチック類及び粗大ごみの一部（木質及びプラスチック粗大ごみ）を焼却処理する予定であり、下記に示す図12のような処理の流れとなります。なお、現状の処理の流れ（9頁・図4-1）と比較するため、新ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみの直接搬入先や処理過程が変更となる箇所については、部分的に色分けをして表示してあります。

ただし、中間処理の施設については、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存焼却施設の解体に伴い、中間処理作業に支障が発生する可能性があるため、今後、より効率的な施設運営を目指し、適宜見直しをしていくこととなります。

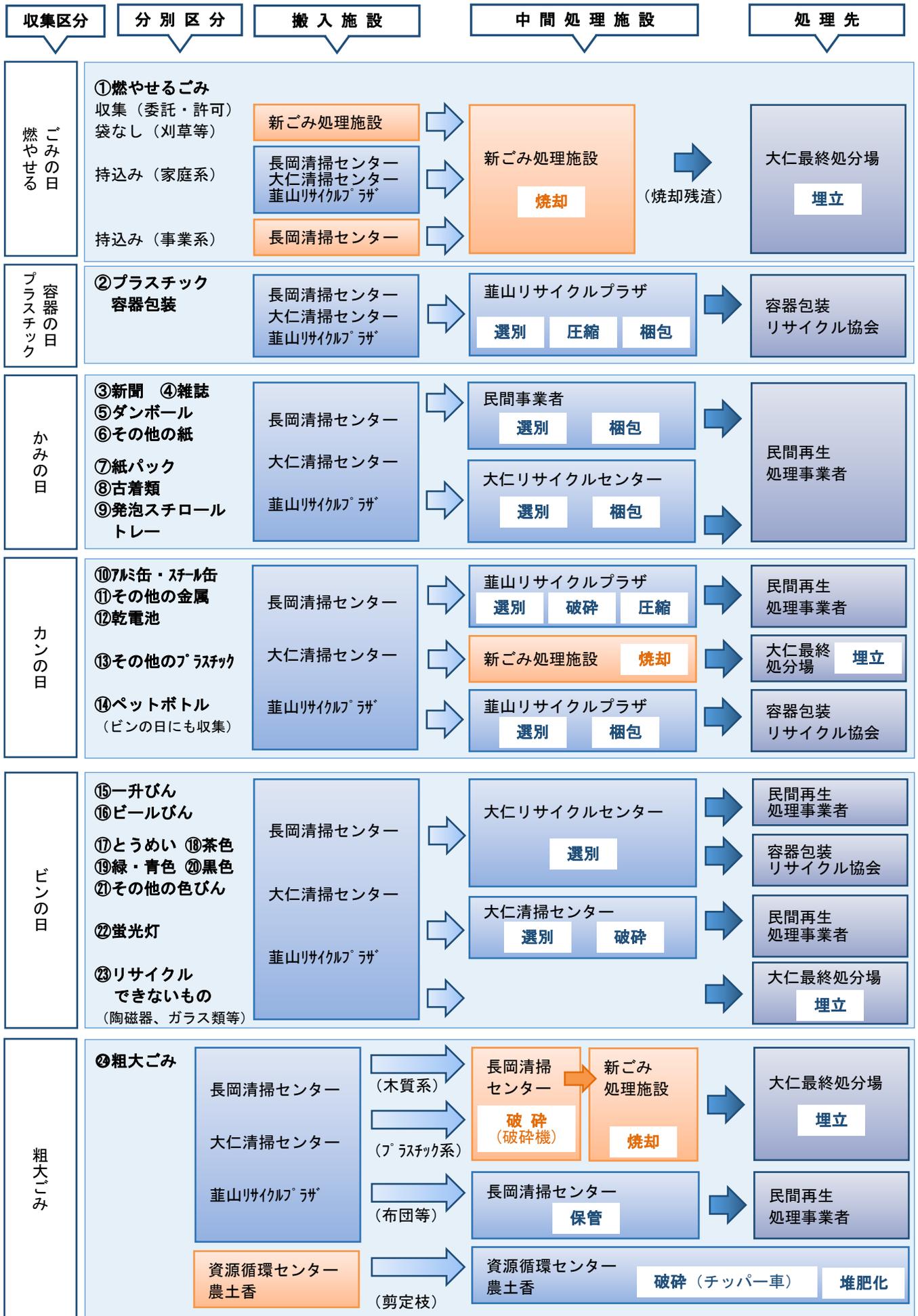


図 12 ごみの分別区分と処理の流れ（新ごみ処理施設稼働以降）

第5節 ごみ処理基本計画の施策内容

1. 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

① 収集区域の範囲

本市全域を計画収集区域とします。

② 収集運搬の実施体制

市民が排出するごみ集積所の収集運搬については、図12（ごみの分別区分と流れ）に示されている5つの収集区分に従い、ごみの分別区分の品目ごとに効率的な収集を行います。

収集運搬業務については、現行どおり一般廃棄物の収集運搬業者への委託により実施します。

(2) 直接搬入ごみの対応

ごみ集積所への排出以外の市民による直接搬入、ごみ集積所に排出することのできない粗大ごみや事業系一般廃棄物の搬入、一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入等に対応するため、本市における中間処理施設及び伊豆市との広域で整備する新ごみ処理施設において、直接搬入ごみの受け入れを行います。

なお、新ごみ処理施設の稼働に際し、現有施設の解体等を伴うため、受け入れを行う施設に一部変動等が生じることとなりますが、より効率的な体制を随時検討しながら対応していきます。

(3) 戸別収集による対応

(1)のごみ集積所に排出されるごみの収集、(2)のごみ処理施設への直接搬入による対応以外に、ごみ集積所に排出することのできない粗大ごみへの対応として、家庭の玄関先等での粗大ごみの収集を行う戸別収集（有料回収）を行います。

また、少子高齢化社会が進む中、ごみ集積場所への排出や施設への直接搬入が困難で、身近な人などの協力が得られない高齢者や障がい者などの排出困難者のための支援について、福祉関連部署との連携を図りながら、負担を軽減するための方策を検討していきます。

2. ごみの減量計画

(1) ごみ処理の有料化

本市においては、ごみの排出抑制や再生利用の推進、住民の意識改革を進めるため、指定ごみ袋による有料化により、廃棄物処理手数料の徴収を行っています。

今後、ごみの排出抑制を図るため、経済的なインセンティブ等の活用により手数料の見直しを進めていきます。

(2) 環境教育、普及啓発の充実

広報紙「広報いすのくに」やホームページ、コミュニティFM等の媒体を活用し、ごみ処理に関する積極的な情報発信を行います。

また、ごみの減量化や資源化に関する社会意識の向上を図るため、学校等によるごみ処理施設の見学や職場の体験実習の受け入れを通じた環境教育活動に取り組んでいきます。

(3) ごみの分別指導の徹底

「ごみの分け方・出し方」のパンフレットの配布、ごみの施設への直接搬入時における指導、団体等への出前講座の実施等を通じて、分別方法を広く周知していきます。さらに、分別方法や出し方が分かりやすくなるように、「ごみの出し方アプリ」等の新たなツールの開発も検討していきます。

また、ごみ集積所への不適正な排出者への分別指導や、収集運搬許可業者等に対する可燃ごみ搬入時の展開検査の実施により、不適正処理の軽減、資源化の促進に努めます。

(4) リユースの促進

家庭の不用品の有効活用を促進するため、不用品譲渡の仲介を行う「不用品活用バンク」の運営を行っていきます。

(5) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

日常生活における食品を「買いすぎない」、「使いきる」、「食べきる」といった基本的な取組に関する市民への啓発、また、事業所等における食品原材料の無駄の削減、賞味期限の適切な管理等の取組への事業者の協力を通じて、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまっている食品、いわゆる「食品ロス」の削減推進に努めていきます。

また、本市における食品ロスの実態を把握するための方策を検討し、食品ロスの排出状況等の把握に努めた上で、国の示す「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や、今後策定予定である静岡県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、本市の食品ロス削減推進計画の策定に取り組み、市民への食品ロスに対する意識向上につなげていきます。

(6) 環境物品等の使用促進

庁舎及び公共施設内においては、エコアクション21の取組でもあるグリーン購入の促進により、再生品利用商品や環境配慮商品等の活用を増やし、ごみの減量につなげていきます。

3. 中間処理・資源化計画

本市における中間処理については、表10-1に示すように、焼却施設による焼却のほか、資源化施設における選別、破碎、圧縮、梱包、堆肥化等の処理を通じて、適正な処分、効率的な循環的利用を行うことにより、ごみの資源化を図っていきます。

(1) 中間処理の施設と方法

図12（36頁）の分別区分に従い、品目ごとの処理方法等を以下に示します。

分別品目	中間処理施設	処理方法
①燃やせるごみ	長岡清掃センター 葦山ごみ焼却場	焼却
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収（発電）
(補足事項)	現在、図12に示す①～④の24種の分別品目のうち、②～④に分別されないものを燃やせるごみとして、長岡清掃センター、葦山ごみ焼却場にて焼却を行っているが、令和5年1月の新ごみ処理施設の稼働以降は、旧焼却施設を停止し、⑬その他のプラスチック、⑭粗大ごみの一部も含めて焼却を行うこととなり、熱回収による発電、余剰電力の売電も実施する予定です。	

分別品目	中間処理施設	処理方法
②プラスチック製 容器包装 (補足事項)	葦山リサイクルプラザ 大仁リサイクルセンター	手選別による異物、汚損物の除去 減容機による圧縮、梱包
	現在、葦山リサイクルプラザ、大仁リサイクルセンター2施設での中間処理を実施していますが、処理の効率化、費用の削減を図るため、葦山リサイクルプラザへの減容機の集約化を進めていく予定です。	
③新聞 ④雑誌 ⑤ダンボール ⑥その他の紙	長岡清掃センター 葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	各中間処理施設への直接搬入分の保管 (ごみ集積所収集分は、中間処理施設を経由せず、直接民間の古紙問屋へ搬入)
⑦紙パック ⑧古着類 ⑨発泡スチロール (補足事項)	長岡清掃センター	手作業による選別、異物の除去 手作業による梱包
	新ごみ処理施設の稼働により、⑦～⑨の中間処理施設である長岡清掃センター焼却施設の解体に伴い、処理作業への制限が発生するため、処理作業所を大仁リサイクルセンターへと移行する予定です。	
⑩アルミ缶・ スチール缶	葦山リサイクルプラザ	磁選機による選別、圧縮
⑪その他の金属類	葦山リサイクルプラザ	手作業による選別、解体 圧縮機による圧縮
⑪その他の金属類 (小型家電類)	長岡清掃センター 葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	手作業による選別、解体 搬出用コンテナへの積込保管
⑫乾電池	葦山リサイクルプラザ	搬出用ドラム缶への積込保管
⑬その他の プラスチック類 (補足事項)	葦山リサイクルプラザ 新ごみ処理施設	ストックヤードへの保管 焼却+熱回収
	新ごみ処理施設の稼働以降、民間再生事業所への外部処理委託から新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。	
⑭ペットボトル (補足事項)	大仁リサイクルセンター	手選別による異物、汚損物の除去 減容機による圧縮、梱包
	②プラスチック製容器包装との処理の集約化により、作業の効率化、費用の削減を図るため、処理作業所を葦山リサイクルプラザへと移行する予定です。	
⑮一升びん ⑯ビールびん ⑰とうめいびん ⑱茶色びん ⑲緑・青色びん ⑳黒色びん ㉑その他の色のびん	大仁リサイクルセンター	手作業による選別

分別品目	中間処理施設	処理方法
②②蛍光灯	大仁リサイクルセンター	手作業による選別 破砕機による破砕 搬出用ドラム缶への積込保管
②④粗大ごみ ・金属系	葦山リサイクルプラザ	手作業による選別、解体 圧縮機による圧縮
②④粗大ごみ ・木質系 (補足事項)	長岡清掃センター	重機による破砕
	葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	
	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収
現在、破砕処理後は民間再生処理事業所への外部搬出を行っていますが、新ごみ処理施設稼働後においては、長岡清掃センター粗大ごみ破砕機にて破砕処理を行い、新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。		
②④粗大ごみ ・プラスチック系 (補足事項)	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収
現在、破砕処理後は民間再生処理事業所への外部搬出を行っていますが、新ごみ処理施設稼働後においては、長岡清掃センター粗大ごみ破砕機にて破砕処理を行い、新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。		
②④粗大ごみ ・剪定枝 (補足事項)	長岡清掃センター	チップパー車による破砕
	農土香	堆肥化
	新ごみ処理施設の稼働により、長岡清掃センターの解体に伴い、作業スペースへの制限が発生するため、農土香へのチップ化及び堆肥化作業の集約化を予定している。	

表 10-1 中間処理計画

(2) 有価物の売却

本市では資源化に際し、有価物として価値のあるもの（紙類、古着類、金属類、カン類、ビン類等）については、民間事業者への売却により財源の確保を図ります。

(3) 災害廃棄物の処理

本市において台風や地震等による大規模災害が発生した際の災害廃棄物の処理については、別に「伊豆の国市災害廃棄物処理計画」を定め、災害時に対応した分別収集体制、仮置場設置による一時保管体制等を構築し、適正かつ迅速な処理を目指します。

また、過去の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画の改定を進めるとともに、仮置場開設訓練等の実施を通じて、より現実的かつ実効力のあるマニュアルの作成や、事業者との災害時の連携にも取り組んでいきます。

4. 最終処分計画

(1) 埋立対象廃棄物

本市では、焼却処理により発生する焼却灰及び焼却残渣、「リサイクルできないもの」として分別収集している陶磁器類やガラス類等の廃棄物を、最終処分場への埋立処分を行います。

(2) 最終処分場の体制

施設名	埋立対象物	経過等
大仁一般廃棄物 最終処分場	焼却灰及び焼却残渣 (長岡清掃センター由来) リサイクルできないもの	新ごみ処理施設稼働後は、新ごみ処理施設の焼却灰及び焼却残渣、リサイクルできないものの埋立処分を継続する予定。
葦山一般廃棄物 最終処分場	焼却灰及び焼却残渣 (葦山ごみ焼却場由来)	新ごみ処理施設稼働に伴う葦山ごみ焼却場停止後、埋立を終了し廃止手続きを進める予定。
長岡一般廃棄物 最終処分場	埋立終了(平成8年度)	廃止手続き(経過観察)中

表 10-2 最終処分場の体制

(3) 最終処分場の維持管理

浸出水処理施設の設置により、最終処分場からの放流水の管理や、周辺地下水の水質検査等による定期的な監視を行い、適正な維持管理を図っていきます。

また、埋立てが終了した最終処分場については、廃止のための基準に従い、順次、廃止承認の手続きを進めていきます。

(4) 最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

現在、2つの最終処分場を使用していますが、今後、葦山一般廃棄物処分場の廃止を予定しており、最終処分場は大仁一般廃棄物最終処分場の1箇所となる予定です。

そのため、ごみの資源化の徹底による燃やせるごみの減量を進めるだけでなく、埋立量削減のため、焼却灰のリサイクルを含めた外部処理について今後もその方策等の検討を行い、最終処分場の延命化を図っていきます。

また、最終処分場の残余年数が限られる中、新たな最終処分場の確保についても検討していきます。

第6節 ごみ処理施設の整備について

1. ごみ処理の広域化

現在、本市においてごみ焼却施設として稼働している長岡清掃センター及び葎山ごみ焼却場は、稼働後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況となっていることから、伊豆市及び伊豆の国市の2市において、平成27年4月に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を設立し、2市広域での新たなごみ処理施設の建設を進めており、令和5年1月に稼働を予定しています。

新ごみ処理施設は、ごみを焼却するだけの単なるごみ処理施設ではなく、循環型社会や脱炭素社会に関する知識や情報を得ることができる環境教育や環境活動の場としての活用、自然災害時等の避難所や地域防災拠点としての活用など、住民に開かれ地域に貢献する施設としての運営も予定されています。

また、発電設備を併設することで、焼却時の熱を利用し、ボイラーで高温高熱の蒸気を発生させ、タービンを回して発電を行います。発電した電力については、施設内の冷暖房や焼却プラントの稼働等に使用されるほか、余剰電力については売電することも見込まれています。



完成イメージ図

2. 中間処理施設の集約化

本市における中間処理施設は、休止中の施設も含めて、焼却施設（3施設）、資源化施設（5施設）が設置されています。

焼却施設については、伊豆市との広域処理化により新ごみ処理施設が整備され、本市の焼却施設は順次解体していく予定です。

資源化施設については、ごみの直接搬入受入、資源ごみの保管及び中間処理等の役割を担う施設となっていますが、焼却施設が併設されている施設もあり、新ごみ処理施設の稼働に伴う旧焼却施設の解体時には、工事に伴う様々な制限が生じるため、現状通りの施設運転ができない状況が想定されています。そのため、旧焼却施設の解体の時期においては、各施設の持つ機能の移行や集約化等により、資源化施設の運営を行うこととなります。

また、資源化施設については、合併前の各3町の施設を継続使用している状況であり、機能が分散し効率性が低いため、機能の統合による集約化の検討を行っていきます。平成30年3月に策定された「伊豆の国市公共施設再配置計画」において、中期計画（令和18年～令和27年）の中での再配置を想定しています。

3. 最終処分場の整備

本市における最終処分場は、現在、大仁一般廃棄物最終処分場と葦山一般廃棄物最終処分場の2施設において埋立処分を行っているほか、既に埋立を終了している長岡一般廃棄物最終処分場があります。

今後、葦山ごみ焼却場から排出された焼却灰の埋立を行っていた葦山一般廃棄物最終処分場は埋立終了となるため、本市における最終処分場は大仁一般廃棄物最終処分場の1箇所となります。

埋立を終了した最終処分場については、廃止を行うために埋立終了後2年以上の経過観察を経た上で、廃止承認手続きを行う必要があり、長岡一般廃棄物最終処分場については現在経過観察中であり令和5年度に廃止、葦山一般廃棄物処分場については令和5年度以降経過観察を開始し、令和7年度に廃止予定となっています。

市内1箇所の最終処分場となる大仁一般廃棄物最終処分場については、概ね8年程度の残余容量が想定されており、埋立量削減のための焼却灰の外部処理による最終処分場の延命化、新たな最終処分場の確保の検討を進めていきます。

4. 施設整備に関するスケジュール

ごみ処理施設の新規整備、廃止及び解体等について、今後のスケジュール概略を下記に示します。なお、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存施設の解体について、解体時期の明確になっていない葦山焼却場及び大仁清掃センターについては、順次解体時期を検討していきます。

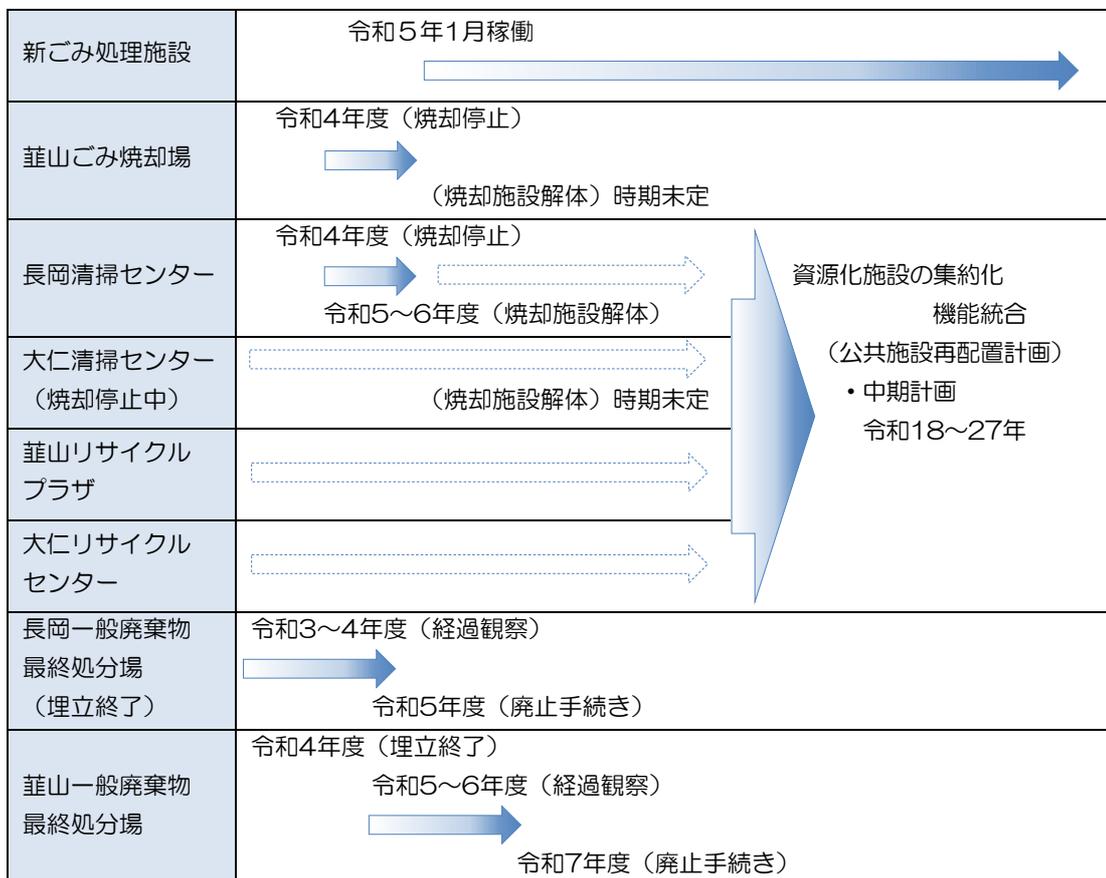


図 13 施設整備スケジュール

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況と課題

第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水の処理体系

本市における生活排水は、図14-1に示す処理形態に応じて処理され、公共水域へと排出されています。

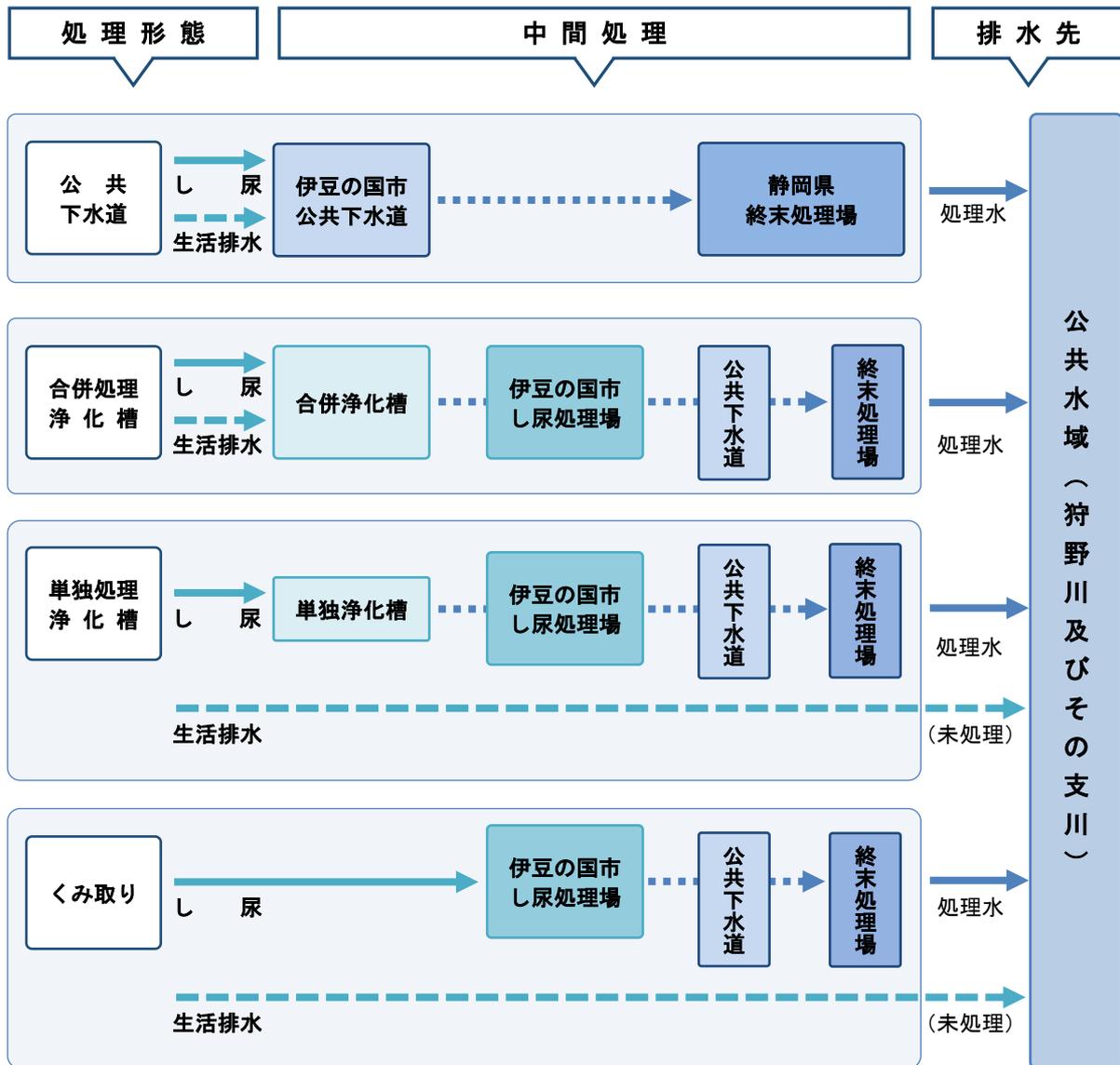


図 14-1 生活排水の処理体系

2. 処理形態別人口

本市の過去5年間（平成28年度～令和2年度）における、生活排水の処理形態別人口を表11-1、図14-2に示します。

下水道供用開始区域における浄化槽から下水道への切り替えや、下水道整備区域外での単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにより、水洗化・生活雑排水処理人口（下水道人口、合併処理浄化槽人口）は年々増加傾向にあり、それに併せて、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口、くみ取り等人口）は減少している状況にあります。

なお、計画処理区域内人口に占める水洗化・生活排水処理人口の割合である生活排水処理率については、平成28年度の77.5%から、直近の令和2年度においては79.7%と年々上昇傾向にあります。

（単位：人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口	49,353	49,082	48,686	48,279	47,794
水洗化・生活雑排水処理人口	38,235	38,508	38,579	38,477	38,091
下水道	31,393	31,548	31,431	31,277	31,002
合併処理浄化槽	6,842	6,960	7,148	7,200	7,089
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	10,929	10,396	9,931	9,632	9,538
非水洗化人口（くみ取り等）	189	178	176	170	165
生活排水処理率（%）	77.5	78.5	79.2	79.7	79.7

「生活排水処理率」＝水洗化・生活排水処理人口（下水道＋合併浄化槽人口）÷計画処理区域内人口

表 11-1 処理形態別人口

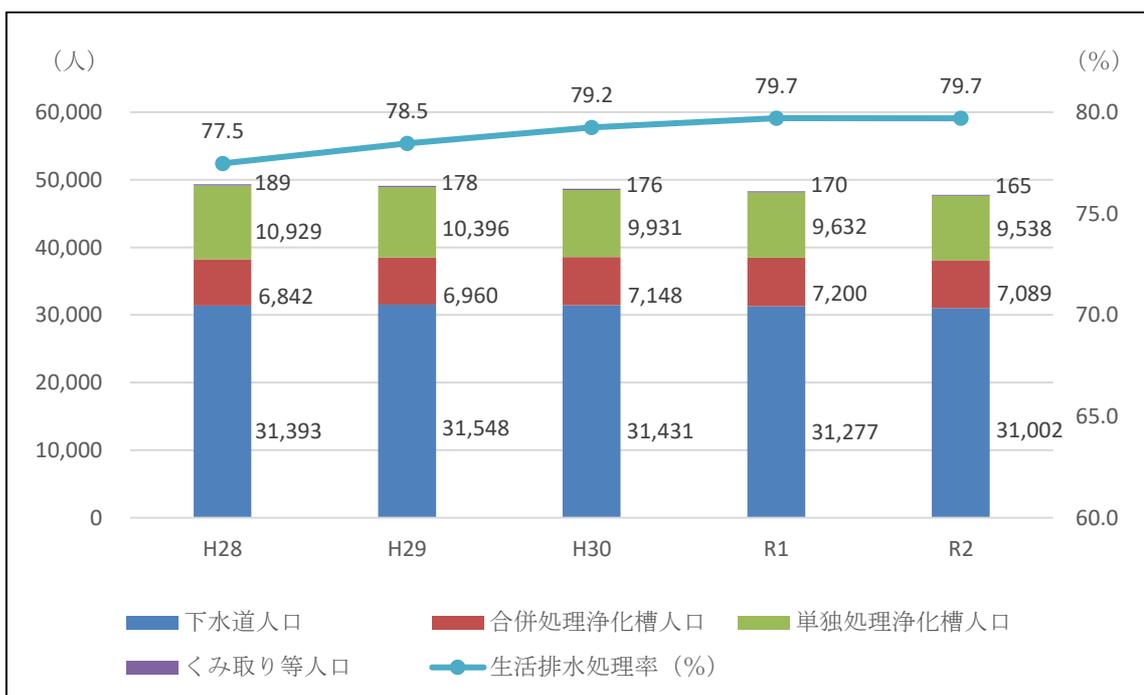


図 14-2 処理形態別人口

3. 浄化槽汚泥及びし尿の収集状況

(1) 浄化槽汚泥及びし尿の収集量

本市における浄化槽汚泥及びくみ取りし尿の収集量を表11-2、図14-3に示します。過去5年間（平成28年度～令和2年度）における収集量は、年度によって増減がありますが、ほぼ横ばい状況で大きな変動はありません。

(単位：kl/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
浄化槽汚泥	7,687	7,919	8,030	7,818	7,634
し尿	227	239	245	262	228
計	7,914	8,158	8,275	8,080	7,862

表 11-2 浄化槽汚泥及びし尿収集量

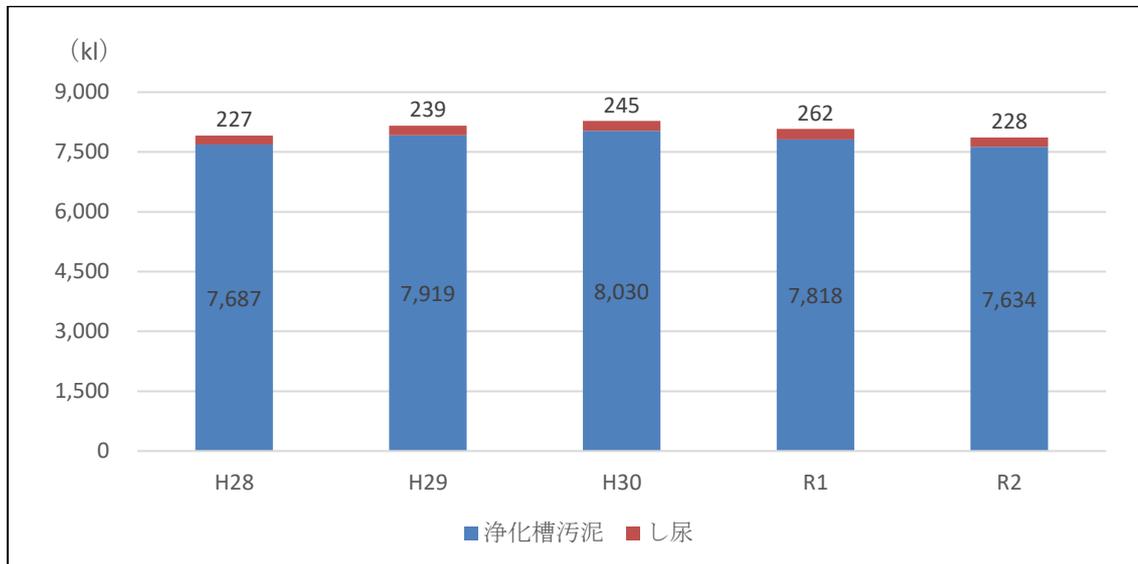


図 14-3 浄化槽汚泥及びし尿収集量

(2) し尿処理施設の概要

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、合併前に各地区（町）で整備した施設を活用し、大仁地区（旧大仁町）は大仁し尿処理場、葦山地区（旧葦山町）は葦山し尿処理場、長岡地区（旧伊豆長岡町）は長岡し尿処理場において行なってきましたが、大仁し尿処理場が昭和46年6月竣工、葦山し尿処理場が昭和52年3月竣工、長岡し尿処理場が平成2年5月竣工と、施設の老朽化が進行していたことから、市全域の処理を集約化するための新たなし尿処理施設（表11-3）が整備されました。

伊豆の国市衛生センター「きよら江間」	
所在地	伊豆の国市南江間1809
処理方式	下水道放流方式（前処理＋前脱水方式）
処理能力	23kl/日（し尿1kl/日、浄化槽汚泥22kl/日）
竣工年月	令和4年3月

表 11-3 し尿処理施設の概要

第 2 節 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理率の向上

下水道への未接続かつ合併処理浄化槽の未設置の家庭においては、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共水域へと流れ込んでいる状況にあります。そのため、生活雑排水が未処理となっている世帯に対して、下水道への接続または合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

(2) 合併浄化槽の適正管理の推進

合併処理浄化槽の機能維持のため、浄化槽設置後における定期的な保守点検・清掃について、適正な管理の必要性の啓発に努めていく必要があります。

第 2 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の基本理念

1. 基本理念

本市の中央部を流れる狩野川流域をはじめとする公共水域における生活排水対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等を通じて、身近な暮らしの中での環境負荷の低減を図り、快適な水環境を維持していくことを目指します。

2. 基本方針

(1) 生活排水による環境負荷の低減

生活雑排水に含まれる汚濁原因物質による水環境への負荷を低減していくため、台所における調理くずや食用油の適正な処理等、身近な生活環境における取り組みの推進を啓発していきます。

(2) 生活排水処理率の向上

公共下水道整備区域における下水道による処理対象者の増加、また、下水道整備区域外においては合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活雑排水未処理人口の低減により生活排水処理率の向上を目指します。

(3) 適正な処理体制の整備

新たに整備されたし尿処理施設により、し尿及び浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理に努めます。

第 2 節 生活排水処理の目標と推計

1. 生活排水処理率（数値目標）

新し尿処理施設の整備にあたり策定された「新し尿処理施設基本計画（平成31年2月）」において推計されている処理形態別人口の推移を基に、計画中間年度（令和8・13年度）及び計画最終年度（令和18年度）における「生活排水処理率」を算出し、生活排水処理基本計画の数値目標として設定します。（表12-1、図15-1参照）

目 標 値 ： 「生活排水処理率」 92.3%（令和18年度）

「生活排水処理率」 = 生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

（単位：人）

区分	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
計画処理区域内人口	47,794	43,660	41,280	38,900
生活雑排水処理人口	38,091	37,891	37,022	35,907
・下水道接続人口	31,002 (64.9%)	30,895 (70.8%)	30,556 (74.0%)	29,830 (76.7%)
・合併処理浄化槽人口	7,089 (14.8%)	6,996 (16.0%)	6,466 (15.7%)	6,077 (15.6%)
生活雑排水未処理人口	9,703	5,769	4,258	2,993
・単独処理浄化槽人口	9,538 (20.0%)	5,642 (12.9%)	4,157 (10.1%)	2,915 (7.5%)
・くみ取り等人口	165 (0.3%)	127 (0.3%)	101 (0.2%)	78 (0.2%)
生活排水処理率	79.7%	86.8%	89.7%	92.3%
（対基準年増加率）	—	(+7.1%)	(+10.0%)	(+12.6%)

表 12-1 生活排水処理に関する数値目標

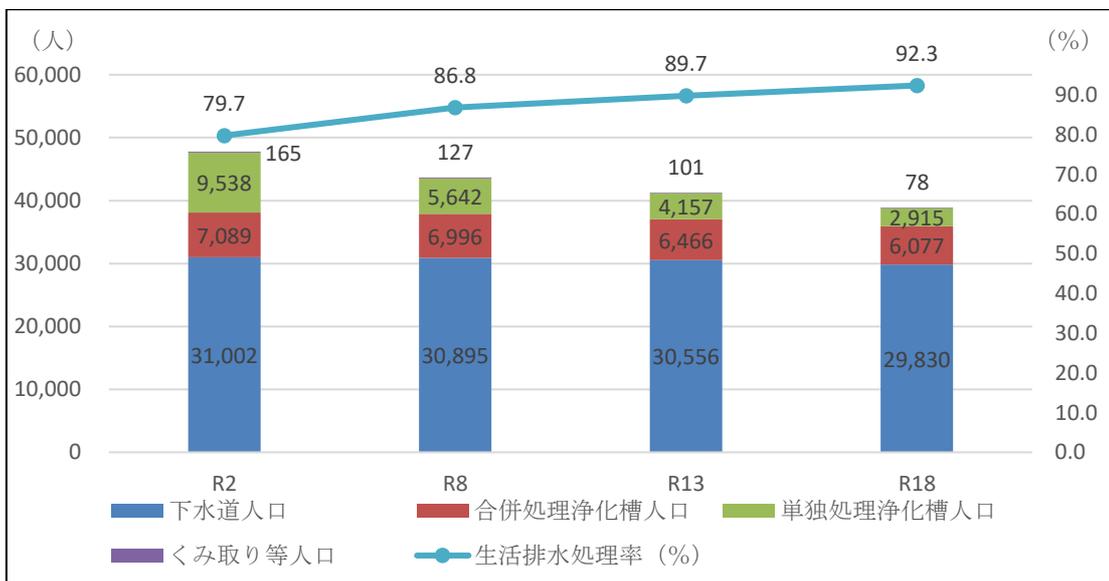


図 15-1 生活排水処理に関する数値目標の推移

2. 浄化槽汚泥及びし尿の発生量見込み

生活排水処理に関する将来推計として、浄化槽人口及びくみ取り人口の減少に伴い、浄化槽汚泥及びし尿の発生量は減少が見込まれます。（表12-2、図15-2参照）

（単位：kl/年）

	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
浄化槽汚泥	7,634	5,767	4,855	3,738
し尿	228	146	110	75
計	7,862	5,913	4,964	3,813

表 12-2 浄化槽汚泥及びし尿の発生量の見込み

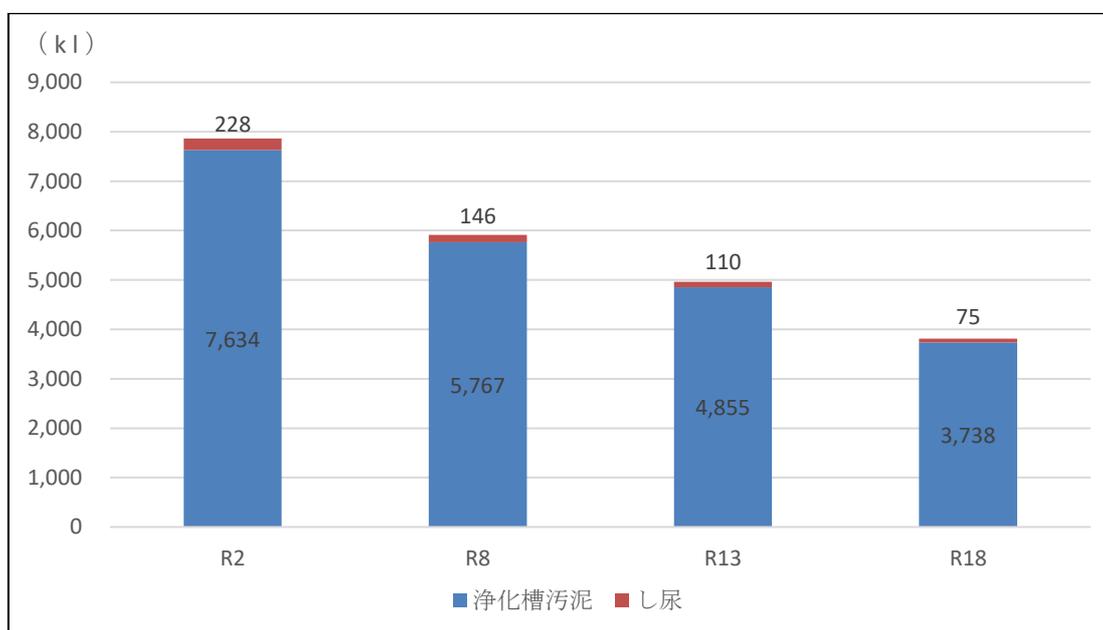


図 15-2 浄化槽汚泥及びし尿の発生量の見込み

第3節 生活排水処理の施策内容

1. 排出抑制計画

(1) 生活排水処理に関する情報提供

家庭や事業所における適正な生活排水処理に関する情報の提供や、公共水域における河川水質検査の結果等の広報を通じて、快適な水質環境向上への意識啓発を図ります。

(2) 適正な浄化槽維持管理の推進

合併処理浄化槽の新規設置者向けの講習会の開催や、浄化槽法に基づく定期的な保守点検や清掃に関する情報提供を通じて、浄化槽の適正な維持管理についての指導を継続し、公共水域への汚濁物質等の排出抑制につなげていきます。

2. 収集運搬計画

(1) 効率的な収集運搬体制の維持

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、廃棄物処理法に基づく本市による収集運搬許可業者が担うことにより、適正かつ効率的な収集運搬体制を維持していきます。

3. 中間処理・最終処分計画

(1) 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及

下水道計画との連携を進めながら、公共下水道への切り替え、また、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金制度の活用による単独浄化槽及びくみ取りトイレからの合併浄化槽への転換を推進し、排水処理の推進を図ります。

(2) し尿処理施設による適正処理

くみ取りし尿、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設「きよら江間」において脱水処理等の適正な中間処理を行い、処理水については公共下水道への放流を行います。

(3) し尿処理汚泥の最終処分

し尿処理施設における中間処理により発生する脱水汚泥及びし渣については、新ごみ処理施設での焼却処理を行った後、最終的には他の一般廃棄物の焼却残渣と一緒に最終処分場への埋立処理を行います。

4. その他

(1) 災害時における生活排水の処理

本市では、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の中で、災害時における適切な廃棄物処理の対応を策定しています。生活排水処理に関する被災状況として、断水や下水道、浄化槽、くみ取り便槽の破損、避難者の集中によるトイレ不足等が想定され、主に仮設トイレの設置等による対応が掲げられています。災害時に発生するし尿などについては、この計画の方針に従い適切に処理していくこととします。

(2) 諸計画との整合

生活排水処理に係る事業には、流域下水道、公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理等があり、これらは事業実施主体が異なるため事業の整合性を図ることが必要です。そのため、計画処理区域における各事業の関係機関との調整を図り、施策を進めていきます。

第 4 部 資料編

ごみ排出量の推計（現状推移時）

	単位	実績値					推計値															
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
人口	人	49,542	49,297	48,893	48,575	48,138	46,222	45,867	45,512	45,157	44,801	44,445	44,089	43,733	43,377	43,019	42,670	42,321	41,972	41,623	41,275	40,939
家庭系ごみ	t/年	9,413	9,406	9,209	9,237	8,969	8,686	8,631	8,594	8,510	8,442	8,373	8,323	8,223	8,145	8,059	7,996	7,888	7,796	7,704	7,629	7,510
一般ごみ	t/年	9,391	9,383	9,187	9,212	8,941	8,656	8,598	8,559	8,472	8,402	8,330	8,278	8,176	8,096	8,009	7,944	7,834	7,741	7,648	7,571	7,451
可燃ごみ(家庭系)	t/年	7,919	7,799	7,602	7,771	7,461	7,215	7,159	7,121	7,045	6,988	6,931	6,893	6,818	6,762	6,704	6,666	6,594	6,539	6,484	6,447	6,374
不燃ごみ(家庭系)	t/年	74	85	85	89	91	93	95	99	102	104	107	110	112	114	116	118	119	120	122	123	124
資源ごみ(家庭系)	t/年	1,398	1,499	1,500	1,352	1,389	1,348	1,344	1,339	1,325	1,310	1,292	1,275	1,246	1,220	1,189	1,160	1,121	1,082	1,042	1,001	953
内その他のプラスチック	t/年	171	200	203	206	233	226	225	225	222	220	217	214	209	205	199	195	188	182	175	168	160
粗大ごみ	t/年	22	23	22	25	28	30	33	35	38	40	43	45	47	49	50	52	54	55	56	58	59
可燃粗大ごみ(家庭系)	t/年	6	6	8	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	20	21	22	23	23	23	24	25
資源粗大ごみ(家庭系)	t/年	16	17	14	14	16	17	19	20	22	23	25	26	27	29	29	30	31	32	33	34	34
事業系ごみ	t/年	3,749	3,644	3,568	3,636	3,070	3,016	2,964	2,720	2,666	2,623	2,581	2,548	2,501	2,466	2,433	2,406	2,366	2,334	2,305	2,285	2,253
一般ごみ	t/年	3,749	3,644	3,568	3,636	3,070	3,016	2,964	2,720	2,666	2,623	2,581	2,548	2,501	2,466	2,433	2,406	2,366	2,334	2,305	2,285	2,253
可燃ごみ(事業系)	t/年	3,510	3,406	3,330	3,356	2,837	2,788	2,743	2,505	2,456	2,418	2,380	2,351	2,308	2,277	2,248	2,223	2,190	2,161	2,135	2,116	2,087
不燃ごみ(事業系)	t/年	12	13	13	17	14	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	12	12	12	12	12
資源ごみ(事業系)	t/年	227	225	225	263	219	213	206	201	196	191	187	183	179	175	171	169	164	161	158	157	154
内その他のプラスチック	t/年	28	30	30	40	37	36	35	34	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	27	26
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可燃粗大ごみ(事業系)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源粗大ごみ(事業系)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(収集ごみ)	t/年	13,162	13,050	12,777	12,873	12,039	11,702	11,595	11,314	11,176	11,065	10,954	10,871	10,724	10,611	10,492	10,402	10,254	10,130	10,009	9,914	9,783
家庭系ごみ	t/年	2,676	2,654	2,770	3,238	3,229	3,206	3,275	3,342	3,381	3,422	3,455	3,489	3,495	3,506	3,510	3,519	3,499	3,485	3,466	3,449	3,412
一般ごみ	t/年	2,333	2,286	2,317	2,583	2,522	2,453	2,447	2,443	2,420	2,399	2,375	2,353	2,313	2,276	2,235	2,198	2,144	2,092	2,038	1,984	1,920
可燃ごみ(家庭系)	t/年	547	556	578	685	658	636	631	628	621	616	611	607	601	596	591	588	581	576	572	568	562
不燃ごみ(家庭系)	t/年	90	93	93	116	113	115	119	124	127	130	133	137	139	141	143	146	148	150	151	153	155
資源ごみ(家庭系)	t/年	1,696	1,637	1,646	1,782	1,751	1,702	1,697	1,691	1,672	1,653	1,631	1,609	1,573	1,539	1,501	1,464	1,415	1,366	1,315	1,263	1,203
内その他のプラスチック	t/年	209	218	222	270	292	284	283	282	279	276	272	268	262	257	250	244	236	228	219	211	201
粗大ごみ	t/年	343	368	453	655	707	753	828	899	961	1,023	1,080	1,136	1,182	1,230	1,275	1,321	1,355	1,393	1,428	1,465	1,492
可燃粗大ごみ(家庭系)	t/年	96	101	160	295	295	315	346	376	402	428	451	475	494	514	533	552	566	582	597	612	624
資源粗大ごみ(家庭系)	t/年	247	267	293	360	412	438	482	523	559	595	629	661	688	716	742	769	789	811	831	853	868
事業系ごみ	t/年	1,018	977	977	926	839	839	832	1,020	1,059	1,002	989	977	966	947	936	921	897	878	859	841	817
一般ごみ	t/年	930	889	871	792	715	700	686	643	629	618	605	596	586	574	567	559	546	538	530	526	517
可燃ごみ(事業系)	t/年	443	476	466	403	388	380	374	342	335	330	324	321	315	310	307	303	299	295	291	289	285
不燃ごみ(事業系)	t/年	23	22	22	24	20	22	22	19	19	19	19	19	19	19	19	19	17	17	17	17	17
資源ごみ(事業系)	t/年	464	391	383	365	307	298	290	282	275	269	262	256	252	245	241	237	230	226	222	220	215
内その他のプラスチック	t/年	54	52	52	55	51	50	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	37	37	36
粗大ごみ	t/年	88	88	106	134	124	139	146	377	380	384	384	381	380	373	369	362	351	340	329	315	300
可燃粗大ごみ(事業系)	t/年	25	25	37	61	52	58	61	290	291	293	293	291	291	288	286	283	279	274	270	264	258
内農作物残渣	t/年	0	0	0	0	0	0	0	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227
資源粗大ごみ(事業系)	t/年	63	63	69	73	72	81	85	87	89	91	91	90	89	85	83	79	72	66	59	51	42
計(直接搬入ごみ)	t/年	3,694	3,631	3,747	4,164	4,068	4,045	4,107	4,362	4,390	4,424	4,444	4,466	4,461	4,453	4,446	4,440	4,396	4,363	4,325	4,290	4,229
集団回収(家庭系)	t/年	248	217	238	329	262	255	254	253	250	247	244	240	236	230	224	218	212	205	197	189	180
合計	t/年	17,104	16,898	16,762	17,366	16,369	16,002	15,956	15,929	15,816	15,736	15,642	15,577	15,421	15,294	15,162	15,060	14,862	14,698	14,531	14,393	14,172
可燃ごみ(焼却処理)	t/年	12,546	12,369	12,181	12,582	11,703	11,405	11,525	12,495	12,416	12,372	12,318	12,290	12,194	12,130	12,062	12,022	11,914	11,834	11,753	11,701	11,582
不燃ごみ(埋立ごみ)	t/年	199	213	213	246	238	245	251	256	262	267	273	280	284	288	292	297	296	299	302	305	308
資源ごみ(資源化)	t/年	4,359	4,316	4,368	4,538	4,428	4,352	4,180	3,178	3,138	3,097	3,051	3,007	2,943	2,876	2,808	2,741	2,652	2,565	2,476	2,387	2,282
(家庭系)計	t/年	12,337	12,277	12,217	12,804	12,460	12,147	12,160	12,189	12,141	12,111	12,072	12,052	11,954	11,881	11,793	11,733	11,599	11,486	11,367	11,267	11,102
(事業系)計	t/年	4,767	4,621	4,545	4,562	3,909	3,855	3,796	3,740	3,675	3,625	3,570	3,525	3,467	3,413	3,369	3,327	3,263	3,212	3,164	3,126	3,070
リサイクル率	%	25.5%	25.5%	26.1%	26.1%	27.1%	27.2%	26.2%	20.0%	19.8%	19.7%	19.5%	19.3%	19.1%	18.8%	18.5%	18.2%	17.8%	17.5%	17.0%	16.6%	16.1%
最終処分量	t/年	1,275	1,210	1,219	1,172	1,122	1,106	1,122	1,200	1,200	1,202	1,208	1,205	1,204	1,203	1,205	1,196	1,193	1,190	1,189	1,189	1,183
不燃ごみ	t/年	199	213	213	246	238	245	251	256	262	267	273	280	284	288	292	297	296	299	302	305	308
焼却残渣	t/年	1,076	997	1,006	926	884	861	871	944	938	935	930	928	921	916	911	908	900	894	888	884	875

ごみ量原単位(1人1日当たり排出量)	g/人・日	946	939	939	977	932	949	953	956	960	962	964	965	966	966	966	964	962	959	957	953	948
最終処分率	%	7.5%	7.2%	7.3%	6.7%	6.9%	6.9%	7.0%	7.5%	7.6%	7.6%	7.7%	7.8%									

ごみ排出量の推計（目標達成時）

	単位	実績値					推計値																	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
人口(人)	人	49,542	49,297	48,893	48,575	48,138	46,222	45,867	45,512	45,157	44,801	44,445	44,089	43,733	43,377	43,019	42,670	42,321	41,972	41,623	41,275	40,939		
収集ごみ	家庭系ごみ	t/年	9,413	9,406	9,209	9,237	8,969	8,686	8,554	8,442	8,284	8,135	8,001	7,883	7,713	7,570	7,416	7,284	7,115	6,956	6,804	6,666	6,490	
	一般ごみ	t/年	9,391	9,383	9,187	9,212	8,941	8,656	8,521	8,407	8,246	8,095	7,958	7,838	7,666	7,521	7,366	7,232	7,061	6,901	6,748	6,608	6,431	
	可燃ごみ(家庭系)	t/年	7,919	7,799	7,602	7,771	7,461	7,215	7,083	6,971	6,822	6,684	6,560	6,450	6,300	6,165	6,030	5,910	5,759	5,621	5,483	5,360	5,207	
	不燃ごみ(家庭系)	t/年	74	85	85	89	91	93	94	97	99	101	102	105	105	108	108	109	108	107	109	109	110	
	資源ごみ(家庭系)	t/年	1,398	1,499	1,500	1,352	1,389	1,348	1,344	1,339	1,325	1,310	1,296	1,283	1,261	1,248	1,228	1,213	1,194	1,173	1,156	1,139	1,114	
	内その他のプラスチック	t/年	171	200	203	206	233	226	225	225	222	220	217	214	209	205	199	195	188	182	175	168	160	
	粗大ごみ	t/年	22	23	22	25	28	30	33	35	38	40	43	45	47	49	50	52	54	55	56	58	59	
	可燃粗大ごみ(家庭系)	t/年	6	6	8	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	20	21	22	23	23	23	24	25	
	資源粗大ごみ(家庭系)	t/年	16	17	14	14	16	17	19	20	22	23	25	26	27	29	29	30	31	32	33	34	34	
	事業系ごみ	t/年	3,749	3,644	3,568	3,636	3,070	3,016	2,937	2,656	2,575	2,499	2,431	2,364	2,288	2,223	2,161	2,097	2,029	1,967	1,908	1,855	1,796	
	一般ごみ	t/年	3,749	3,644	3,568	3,636	3,070	3,016	2,937	2,656	2,575	2,499	2,431	2,364	2,288	2,223	2,161	2,097	2,029	1,967	1,908	1,855	1,796	
	可燃ごみ(事業系)	t/年	3,510	3,406	3,330	3,356	2,837	2,788	2,716	2,441	2,365	2,294	2,227	2,163	2,088	2,026	1,960	1,896	1,829	1,759	1,697	1,632	1,566	
	不燃ごみ(事業系)	t/年	12	13	13	17	14	15	15	14	14	14	14	14	14	11	11	11	7	7	7	7	7	
	資源ごみ(事業系)	t/日	227	225	225	263	219	213	206	201	196	191	190	187	186	186	190	190	193	201	204	216	223	
	内その他のプラスチック	t/年	28	30	30	40	37	36	35	34	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	27	26	
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可燃粗大ごみ(事業系)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源粗大ごみ(事業系)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計(収集ごみ)	t/年	13,162	13,050	12,777	12,873	12,039	11,702	11,491	11,098	10,859	10,634	10,432	10,247	10,001	9,793	9,577	9,381	9,144	8,923	8,712	8,521	8,286		
直接搬入ごみ	家庭系ごみ	t/年	2,676	2,654	2,770	3,238	3,229	3,206	3,266	3,327	3,359	3,385	3,418	3,444	3,442	3,447	3,443	3,445	3,421	3,400	3,374	3,349	3,308	
	一般ごみ	t/年	2,333	2,286	2,317	2,583	2,522	2,453	2,438	2,428	2,398	2,364	2,338	2,308	2,260	2,217	2,168	2,124	2,066	2,007	1,946	1,884	1,816	
	可燃ごみ(家庭系)	t/年	547	556	578	685	658	636	624	615	602	589	579	568	555	543	531	522	507	495	485	471	459	
	不燃ごみ(家庭系)	t/年	90	93	93	116	113	115	117	122	124	124	128	131	131	133	133	134	136	136	135	136	138	
	資源ごみ(家庭系)	t/年	1,696	1,637	1,646	1,782	1,751	1,702	1,697	1,691	1,672	1,651	1,631	1,609	1,574	1,541	1,504	1,468	1,423	1,376	1,326	1,277	1,219	
	内その他のプラスチック	t/年	209	218	222	270	292	284	283	282	279	276	272	268	262	257	250	244	236	228	219	211	201	
	粗大ごみ	t/年	343	368	453	655	707	753	828	899	961	1,021	1,080	1,136	1,182	1,230	1,275	1,321	1,355	1,393	1,428	1,465	1,492	
	可燃粗大ごみ(家庭系)	t/年	96	101	160	295	295	315	346	376	402	427	451	475	494	514	533	552	566	582	597	612	624	
	資源粗大ごみ(家庭系)	t/年	247	267	293	360	412	438	482	523	559	594	629	661	688	716	742	769	789	811	831	853	868	
	事業系ごみ	t/年	1,018	977	977	926	839	839	827	1,011	979	982	968	932	936	910	895	879	852	826	804	781	753	
	一般ごみ	t/年	930	889	871	792	715	700	681	634	619	598	584	571	556	537	526	517	501	486	475	466	453	
	可燃ごみ(事業系)	t/年	443	476	466	403	388	380	369	333	325	310	303	296	285	277	266	260	252	237	230	220	212	
	不燃ごみ(事業系)	t/年	23	22	22	24	20	22	22	19	19	19	19	19	19	15	15	15	15	15	15	15	15	
	資源ごみ(事業系)	t/年	464	391	383	365	307	298	290	282	275	269	262	256	252	245	245	242	234	234	230	231	226	
	内その他のプラスチック	t/年	54	52	52	55	51	50	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	37	37	36	
	粗大ごみ	t/年	88	88	106	134	124	139	146	377	380	384	384	381	380	373	369	362	351	340	329	315	300	
	可燃粗大ごみ(事業系)	t/年	25	25	37	61	52	58	61	290	291	293	293	291	291	288	286	283	279	274	270	264	258	
	内農作物残渣	t/年	0	0	0	0	0	0	0	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	227	
資源粗大ごみ(事業系)	t/年	63	63	69	73	72	81	85	87	89	91	91	90	89	85	83	79	72	66	59	51	42		
計(直接搬入ごみ)	t/年	3,694	3,631	3,747	4,164	4,068	4,045	4,093	4,338	4,358	4,367	4,386	4,396	4,378	4,357	4,338	4,324	4,273	4,226	4,178	4,130	4,061		
集団回収(家庭系)	t/年	248	217	238	329	262	255	254	253	250	247	244	240	236	230	224	218	212	205	197	189	180		
合計	t/年	17,104	16,898	16,762	17,366	16,369	16,002	15,838	15,689	15,467	15,248	15,062	14,883	14,615	14,380	14,139	13,923	13,629	13,354	13,087	12,840	12,527		
可燃ごみ(焼却処理)	t/年	13,334	13,216	13,064	13,600	12,816	12,537	12,390	12,259	12,073	11,895	11,741	11,595	11,380	11,196	10,999	10,830	10,597	10,375	10,166	9,964	9,718		
不燃ごみ(埋立ごみ)	t/年	199	213	213	246	238	245	248	252	256	258	263	269	269	267	267	269	266	265	266	267	270		
資源ごみ(資源化)	t/年	3,571	3,469	3,485	3,520	3,315	3,220	3,200	3,178	3,138	3,095	3,058	3,019	2,966	2,917	2,873	2,824	2,766	2,714	2,655	2,609	2,539		
(家庭系)計	t/年	12,337	12,277	12,217	12,804	12,460	12,147	12,074	12,022	11,893	11,767	11,663	11,567	11,391	11,247	11,083	10,947	10,748	10,561	10,375	10,204	9,978		
(事業系)計	t/年	4,767	4,621	4,545	4,562	3,909	3,855	3,764	3,667	3,574	3,481	3,399	3,316	3,224	3,133	3,056	2,976	2,881	2,793	2,712	2,636	2,549		
リサイクル率	%	20.8%	20.5%	20.8%	20.3%	20.3%	20.1%	20.2%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%	20.3%		
最終処分量	t/年	1,275	1,210	1,219	1,172	1,122	1,192	1,184	1,178	1,168	1,157	1,150	1,145	1,129	1,113	1,098	1,087	1,066	1,049	1,034	1,020	1,004		
不燃ごみ	t/年	199	213	213	246	238	245	248	252	256	258	263	269	269	267	267	269	266	265	266	267	270		
焼却残渣	t/年	1,076	997	1,006	926	884	947	936	926	912	899	887	876	860	846	831	818	800	784	768	753	734		
ごみ量原単位(1人1日当たり排出量)	g/人・日	946	939	939	977	932	948	946	942	938	932	928	922	916	908	900	892	882	872	861	850	838		
最終処分率	%	7.5%	7.2%	7.3%	6.7%	6.9%	7.4%	7.5%	7.5%	7.6%	7.6%	7.6%	7.7%	7.7%	7.7%	7.8%	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	7.9%	8.0%		

